経 営 強 化 計 画

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 27 条）

平成２１年　９月

けんみんの グッド パートナー

山梨県民信用組合

目　　次

はじめに・・１
１．経営強化計画の実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標
（１）収益性を示す指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（２）業務の効率性を示す指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３．経営の改善の目標を達成するための方策
（１）経営の現状認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（２）経営戦略　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
４．従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項
（１）業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策・・・・・・・・・・２５
（２）リスク管理の体制の強化のための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
（３）法令遵守の体制の強化のための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
（４）経営に対する評価の客観性の確保のための方策・・・・・・・・・・・・・・・２８
（５）情報開示の充実のための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
５．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策
（１）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針・・・・・・・・・・・・・・・３０
（２）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策・・・・・・・・・・３１
（３）主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策・・・・・３８
６．全信組連による優先出資の引受に係る事項
（１）内容、払込金額の総額、発行口数、１口当たり払込金額、発行の方法及び資本計上額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
（２）金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方法・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
７．剰余金の処分の方針
（１）基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
（２）財源確保の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
８．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
（１）経営管理に係る体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
（２）各種のリスク管理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５

地元からの支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
経営強化のための計画の前提条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８

はじめに

平成２０年度のわが国経済は、原材料高騰に伴う企業収益の悪化に加え、未曾有の世界的な経済危機・金融危機の顕在化により、景気は急速に後退しました。

一方、主たる営業地域である山梨県の経済動向についても、景気後退の影響から総じて悪化しており、以前にもまして厳しい地方経済の状況が続いております。

このような状況を踏まえ、今後とも当組合の主要な取引先である地域の中小規模の事業者及び個人のお客様に対し、これまで以上に、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮していくため、抜本的な自己資本増強を図る方針を決定し、信用組合業界の中央機関である全国信用協同組合連合会（以下、「全信組連」という）に対しまして資本支援の要請を行いました。これを受け、全信組連では、当組合に対する資本支援について金融機能強化法第４章に基づく公的資金を活用することとしており、当組合は同法に基づく支援をいただくことになります。

こうした資本増強による当組合の財務基盤の強化を背景とし、恒久的に地域の皆様のご期待に応えるため、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮による中小規模事業者・個人の皆様に対する信用供与の維持・拡大と、各種サービスの向上に持続的に努め、総力をあげて本経営強化計画に基づいた様々な施策に鋭意取組んでまいります。

１．経営強化計画の実施時期

当信用組合は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第２７条第１項の規定に基づき、平成２１年４月から平成２４年３月までの経営強化計画を実施いたします。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく全信組連を通じて金融庁に報告いたします。

２．経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

本経営強化計画の実施により達成されるべき経営の改善の目標を以下のとおりとし、その必達に向けて取組んでまいります。

（１）収益性を示す指標

【　コア業務純益の改善額　】

	19／3 期実績	20／3 期実績	21／3 期実績	計画始期の水準	22／3 期計画	23／3 期計画	24／3 期計画	始期からの改善額
コア業務純益（百万円）	3,492	2,927	2,161	2,161	2,633	3,395	3,589	1,428

※　コア業務純益　＝　業務純益　＋　一般貸倒引当金繰入額　－　国債等債券関係損益

※　計画始期の水準については、直近の決算期の数値を設定しております。

（２）業務の効率性を示す指標

【　業務粗利益経費率の改善幅　】

	19／3 期実績	20／3 期実績	21／3 期実績	計画始期の水準	22／3 期計画	23／3 期計画	24／3 期計画	始期からの改善幅
業務粗利益経費率(%)	58.14	60.37	71.65	71.65	58.55	51.33	49.95	21.70

※　業務粗利益経費率　＝　（経費　－　機械化関連費用）　÷　業務粗利益

※　計画始期の水準については、直近の決算期の数値を設定しております。

※　機械化関連費用には、アウトソーシング料、事務機器等の減価償却費、保守関連費用等を計上しております。

３．経営の改善の目標を達成するための方策

（１）経営の現状認識

ア．経営健全化に向けた取組み

当組合は、甲府中央信用組合を存続組合として、平成１５年１月に峡南信用組合と合併し、平成１６年２月には、やまなみ信用組合、美駒信用組合及び谷村信用組合が合併し、山梨県民信用組合と改名してスタートいたしました。

しかしながら、合併後５年を経過しているにもかかわらず、経営の健全化が進まなかったことなどから、平成２０年６月に当時の役員７名のうち理事長以下５名が引責辞任し、現在の理事長以下３名を他金融機関から招聘するとともに、組合経営の健全化に向けた指針である経営改善計画「けんみん信組新生プラン」（以下「新生プラン」という。）を策定・公表し役職員一丸となって各施策に取組んでまいりました。

新生プランでは、経営管理態勢、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の確立を経営の最重要課題として位置づけ、理事会の運営方法を見直すとともに、組織及び権限に関する規程等を整備し適正な職務の分担と権限の委譲を行い、円滑な意思決定と業務の執行が行われる態勢を整備したほか、全組合的なコンプライアンス意識の醸成に努めるなど、責任ある経営態勢の確立に努めてまいりました。

具体的には、各種内部規程等を整備するとともに、規程等違反の厳罰化を含めこれを役職員へ周知徹底することにより、抜本的な役職員の意識改革、職場風土の改革、組織体制の建て直し等内部管理態勢の強化を優先して着手してまいりました。

このように新生プラン初年度は、今後、当組合が地域協同組織金融機関として、地域の皆様に信頼・安心してお取引をいただけるよう、信用を回復するために内部管理態勢の基盤を強化する１年でありました。

イ．合併効果の早期実現

当組合は、前述のとおり５信組が合併した経緯から、山梨県全域を営業地域とする信用組合となり、平成２１年７月末現在４７営業店２出張所を有する金融機関であり、全県にわたるネットワークが当組合の強みであると認識し、全県均一のきめ細かな金融サービスを提供することに注力してまいりました。

しかしながら、合併により重複する店舗網の再編成や、内部体制の整備に時間を要したため、必ずしも効率がよい営業体制とはなっておらず、このため、取引先とのコミュニケーションも十分でないものと認識しております。

また、複数回の合併の歴史を有するため、職員間に旧組合意識が払拭されず、人事交流に支障を来たしており、これに人事制度・給与体系・研修体系の整備の遅れも加わり、職員のモチベーションが低下し、その結果、組織的に一体感が欠如しておりました。

このように、内部的に合併効果を十分に享受できる体制となっていなかったことも、円滑な業務運営の妨げになっていたと認識しております。

この対策につきましても、新生プランの中で施策として掲げ、新経営陣のもと、初年度においては、「提案制度」、「内部通報制度」、「教育研修制度」及び「新人事制度」の導入な

ど、職場風土の改善、役職員の意識改革に努めてまいりました。

各制度を厳格かつ有効に運用し組織を活性化するとともに、店舗廃店や本部のスリム化により生まれる人員余力の営業への再配置、並びに全県ネットワークを活かしたビジネスマッチングの実践により合併効果を高め、地域の中小規模事業者及び個人のお客様への円滑な資金供給と充実した金融サービスの提供に尽力してまいります。

ウ.「新生プラン」の内容

（A）計画の骨子

リスク管理態勢、内部管理態勢等を整備・強化することで、責任ある管理態勢を確立し、お客様・組合員及び地域にとって必要不可欠な金融機関となることが当組合の責務であるとの認識のもと、次の６項目を計画の柱として定め、その達成に取組んでまいりました。

① 旧経営陣の責任の明確化及び経営陣の刷新等
② 経営管理（コーポレートガバナンス）態勢の強化
③ 法令等遵守（コンプライアンス）態勢の強化
④ リスク管理態勢の強化
⑤ 営業体制・組織体制の見直し
⑥ 収益性の改善及び資産の健全化

（B）お客様へのお約束

当組合は、『けんみんのＧｏｏｄ Ｐａｒｔｎｅｒ 』をコーポレートステートメントとして宣言するとともに、お客様や地域社会に対し以下の３つのお約束をいたしました。

① 信頼してお取引いただける信組になります
② お客様の悩みをともに解決する信組になります
③ 満足を超えた感動を提供できる信組になります

（C）新生プランにおけるビジネスモデル

当組合が、財務・収益体質の改善を図り、改善目標（数値目標）を達成するためには、①営業活動の効率化と営業店態勢の強化等による『営業体制、組織体制の見直し』、②貸出増強と延滞解消への取組み等による『収益性の改善』、③融資審査の厳格化、事業再生に向けた取組み、及び債務者支援態勢の整備による『資産の健全化』が不可避であるとの認識から、以上の３つを経営戦略として掲げ取組んでまいりました。

エ. 計画の取組状況の検証体制

新生プランの進捗を厳格に管理するため、専務理事を委員長とし各部部長を委員とする「新生プラン進捗管理委員会」を設置し各施策の進捗状況をＰＤＣＡサイクルにより管理しております。特に、各施策の進捗にあわせ委員会による検証・チェック機能（「Ｃ」）を徹底することにより、次のステージへレベルアップしたサイクルを繰り返し行うことで施策内容の充実を図ってまいりました。

各施策の担当役員は、月次開催の委員会に対して施策毎の進捗状況等を所管部を通じて報告し、委員会は、新生プラン全体の進捗状況・問題点とその対応策等を的確に把握する

とともに、その結果を定期的に常勤理事会及び理事会に対して報告しております。

オ．当組合の主たる営業地域である山梨県経済の現状

平成２０年度のわが国経済は、上半期には原材料高騰に伴う企業収益の悪化、さらに下半期には米国発の金融・資本市場の混乱を契機に、未曾有の世界的な経済危機・金融危機が顕在化し、需要が急激に減少するなど、景気は急速に悪化しました。

山梨県経済についても、国内景気悪化の影響から総じて悪化しており、当面、厳しい状況が続く可能性が高いと考えられます。

平成２１年１－３月期における山梨県内の生産活動は、精密機械が緩やかに増加している以外、電気機械、輸送機械は一段の減少、一般機械、電子部品・デバイスは急速な減少となっています。企業収益は、平成２０年度の経常損益（除く金融・保険、電気・ガス・水道）でみると、製造業では前年比▲４３．４％の減益見込み、非製造業では同▲４１．８％の減益見込み、全産業では同▲４３．３％の減益見込みとなっています（出所：「法人企業景気予測調査」・・財務省総合政策研究所）。

このような状況下、有効求人数が減少を続ける一方、有効求職者数が急速に増加していることから、有効求人倍率は大幅に低下し、雇用情勢は一段と悪化しています。

雇用情勢の悪化に伴い所得環境も厳しさを増していることから、個人消費は前年を下回り、なかでも乗用車の新車登録届出台数は対前年を大幅に下回っています。住宅投資も減少を続けており、新規住宅着工戸数は持家、貸家とも大幅に前年を下回っています。

【　山梨経済の主な指標　】

（単位　：　%、倍、人、戸）

		平成 20 年 11 月	平成 20 年 12 月	平成 21 年 1 月
生産活動	鉱工業生産指数	93.3	84.8	75.2
	前年比	▲15.9	▲22.1	▲33.1
雇用情勢	有効求人倍率	0.70	0.65	0.59
	有効求人数	10,684	10,512	10,452
	有効求職者数	15,270	16,203	17,778
個人消費	大型小売店販売額前年比	▲3.4	▲8.1	▲8.2
	乗用車新車登録台数前年比	▲15.0	▲10.6	▲22.2
	家計消費支出前年比	23.9	▲8.8	▲13.7
新規 住宅着工戸数	持家	247	246	149
	貸家	203	295	94
	分譲	23	23	7
	前年比	▲14.2	3.2	▲37.3

※　出所　「生産活動」・・・・・・・山梨県　　「雇用情勢」・・・・・・・山梨労働局・厚生労働省、総務省

「個人消費」・・・・・・・経済産業省、（社）日本自動車販売協会連合会・山梨県軽自動車協会

「新規住宅着工戸数」・・・国土交通省

カ．平成２１年３月期の事業概況

当組合の平成２１年３月末の業績は、預金積金につきましては、平成２０年度における店舗統廃合（７店舗）や不祥事等の報道による影響などを主な要因として、前期比４１７億３０百万円減少の４,２１９億４７百万円となりました。

貸出金につきましては、資金需要の長期低迷、及び前年度に引き続き不良債権の部分償却を実施したことなどから、前期比６９億３百万円減少の３,２２７億７５百万円となりました。

収益面につきましては、景気悪化の影響を受け貸出先の業況が悪化したことなどにより、貸出金利息収益が減少したこと、また、株式市場が急激に悪化したことから、余裕資金運用における投資信託運用において、会計基準に基づき償却処理が６億８６百万円発生したものの、貸出先の業況改善を図るため、企業及び事業者の再生支援に積極的に取組んだ結果、一般貸倒引当金が取崩しとなったことなどから、業務純益は前期を上回る１７億５２百万円となり、コア業務純益は２１億６１百万円となりました。

しかし、経営効率化のため重複店舗の店舗統廃合（７店舗）を実施したことなどから、固定資産の減損会計への対応による減損損失４億８６百万円、及び貸出先の業況悪化等により６２億７８百万円の貸出金償却並びに個別貸倒引当金繰入を実施したことなどにより、最終的に当期純損失４９億３６百万円となり、１３８億８８百万円の繰越損失を計上する状況となりました。

キ．地域における貸出金・預金等シェア

信用組合の原点である相互扶助の精神を基本とし、地域の中小規模事業者及び個人のお客様の資金ニーズに迅速に応えることにより、地域の皆様から信頼され、地域社会・経済の発展に貢献することを目指してまいりました。

その結果、当組合の主たる営業地域である山梨県における貸出金・預金の金融機関シェア（郵便局及び農協を除く）は、依然として高い水準にあり、特に貸出金の県内シェアについては、地元地銀である山梨中央銀行に次いで２番目となっております。今後も皆様のご期待に応えるべく努力してまいります。当組合が本・支店を有する市町村別のシェアは次のとおりです。

【　貸出金・預金残高及びシェア（平成２１年３月末現在）　】

（単位　：　百万円、％）

地　　区	総貸出金	当組合貸出金	シェア	総預金	当組合預金	シェア
甲府市	775,585	105,768	13.64	1,099,319	119,386	10.86
富士吉田市	138,948	8,616	6.20	257,863	9,752	3.78
都留市	68,208	24,365	35.72	127,922	30,285	23.67
山梨市	51,378	8,491	16.53	140,212	17,400	12.41
大月市	41,941	2,760	6.58	116,664	3,826	3.28
韮崎市	51,180	12,612	24.64	126,158	15,066	11.94
南アルプス市	98,273	17,815	18.13	204,924	24,399	11.91
北杜市	63,359	24,021	37.91	174,682	44,443	25.44
甲斐市	99,771	34,806	34.89	200,135	41,169	20.57
笛吹市	101,796	16,101	15.82	225,571	26,712	11.84
甲州市	43,736	10,127	23.15	126,085	22,669	17.98
中央市	49,034	6,866	14.00	99,895	11,417	11.43
西八代郡	25,192	9,949	39.49	71,395	7,455	10.44
南巨摩郡	50,984	21,711	42.58	124,981	28,211	22.57
中巨摩郡	23,167	5,317	22.95	42,153	8,108	19.23
南都留郡	116,365	6,827	5.87	211,453	11,427	5.40

（注）全地区とも郵便局、農協を除いた数値。上野原市には当組合支店なし。
※　出所　「山梨県下金融機関・地域別　預金・貸出金残高シェア」・・・・（社）山梨県信用組合協会

（２）経営戦略

当組合の主たる営業地域である山梨県は長引く景気低迷により、主要な取引先である中小規模事業者においても業績悪化が顕著であり、更なる信用リスクの拡大が懸念されます。こうした中、資本の健全性を確保し、今後とも県内の中小規模事業者向け貸出の増強等を行っていくためには、自己資本の増強が必要と判断いたしました。今般、地域経済悪化による取引先の業況変化に左右されない安定した財務基盤を築き、中小規模事業者への安定的かつ円滑な資金供給に注力し、地域経済の発展に貢献してまいる所存であります。

なお、**新生プランの策定時と比べ内・外環境に著しい変化が生じたことから、当組合は同計画を発展的かつ抜本的に改定した本「経営強化計画」の下で経営を改善し、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮していくために、次の事項に重点的に取り組んでまいります。**

【　経営改善の基本４方策 】

営業態勢の強化による貸出の増強

「融資営業係（仮称）」や「総合相談センター（仮称）」を新設し、融資の深耕や事業者向け経営相談への取組み等により営業態勢を強化し貸出を増強してまいります。

信用コスト削減のための取組強化

個社毎の経営改善指導の徹底や企業支援部による事業再生の取組強化のほか、業況回復可能性の低い先の債権のオフバランス化等により、コスト削減の取組みを強化してまいります。

ローコスト体制への移行（経営の効率化）

２年間で職員を６２１名から５００名に削減、店舗を９店舗廃止し４０店舗にするほか、「カイゼンプロジェクトチーム（仮称）」の設置によるムダ・ムラの削減など、ローコスト体制へ移行してまいります。

経営強化計画の確実な履行の確保

業務のＰＤＣＡサイクルを確立するため、「経営強化室（仮称）」を設置し各種施策の立案調整を行うほか、「経営強化計画進捗管理委員会（仮称）」を設置し、経営強化計画の進捗状況を管理してまいります。

【　中小規模事業者に対する信用供与の円滑化方策 】

営業態勢の強化に加え、商工会議所など各種機関と連携した事業支援や事業承継に対する支援、担保又は保証に過度に依存しない融資の促進などの施策により、中小規模事業者への適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めてまいります。

『営業態勢の強化による貸出の増強』

当組合は、収益性の改善に向け、営業態勢を強化することにより本業における高収益体質への転換を図ってまいります。そのために、地域の中小規模事業者への資金繰り支援等による貸出の増強に向けた取組みを強化してまいります。

ア．営業体制の充実

（Ａ）融資営業係（仮称）の新設(実施時期：平成２１年１０月)

ａ．営業体制の専担化

お取引先への円滑な信用供与を実現するため、従来、営業店の担当地区における全ての業務を行っていた営業係について、個人向け業務、金融サービスの提供を行う「総合営業係（仮称)」として再編するとともに、中小規模事業者を対象とした業務を行う**「融資営業係（仮称)」を新設し、営業体制の専担化を進めてまいります。**

総合営業係（仮称）は、担当地区における預金業務の推進はもとより、個人のお客様を対象として適時適切に金融サービスのご提供を行ってまいります。

融資営業係（仮称）は、融資業務の経験及び実績において秀でたベテラン職員や中堅職員を甲府市周辺店舗に重点的に配置し、「提案型セールス」の実践により融資の深耕を図ってまいります。

また、融資営業係（仮称）は融資担当役席と連携し、中小規模の事業者を対象として、**より専門的な金融サービスの提供や、新規先の開拓に注力することにより、事業性融資の増加を図ってまいります。**

ｂ．営業係配置人員の優先的確保

人件費の削減は当組合にとって不可避な課題であり、今後２年間で大幅な人員削減（対２１年３月期１２１名削減）を進めてまいりますが、そのような中にあっても営業活動の強化を図るため、店舗の統廃合（８店舗１出張所）及び本部組織の再編による配置人員の２割程度の削減やシステム化促進等により人員を捻出し、営業係配置人員は優先的に確保してまいります。結果、営業係は平成２１年３月期においては職員数（被出向職員、嘱託職員、及びパート職員は含まない）の２８％程度でしかなかったものを、平成２４年３月期には３４％程度にまで増員することとなります。

ｃ．営業係のモチベーションアップ

一店舗あたりの営業係配置人員を、平成２１年３月期の平均３．５５人程度から平成２４年３月期には平均４．２５人程度にまで増やし、競争原理に基づく知識と技能、業績向上を図ってまいります。同時に、各人の業績及びスキルアップに伴い専担分野の見直しを柔軟に行うことで、営業係のモチベーションアップを図り、お取引先への円滑な信用供与、金融サービスの充実に取組んでまいります。

【　営業体制・イメージ図　】

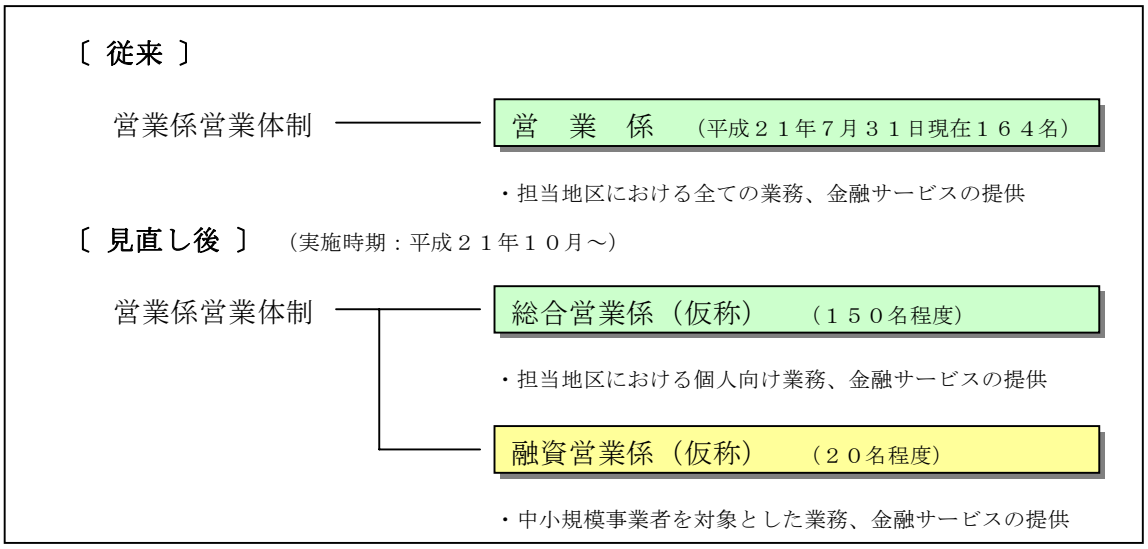

（Ｂ）「総合相談センター（仮称）」の設置（実施時期：平成２１年１１月）

ａ．営業店業務のバックアップ

お客様のサービス向上、中小規模事業者向け融資の拡大及び営業店業務のバックアップを目的として、本部に「総合相談センター（仮称）」を新設いたします。「総合相談センター（仮称）」は、事業者向け経営相談（事業再生改善等経営相談、情報提供、専門家の紹介）に積極的に取組むとともに、**営業店が収集した情報（ビジネスマッチングによる融資商材等）の集約及び営業店へのフィードバックを行います。**

また、**「総合相談センター（仮称）」を中核にして、全店的な顧客とのリレーションの強化を図ってまいります。**

ｂ．「ローン相談窓口」等へのサポート

営業店に設置している「ローン相談窓口」「年金相談窓口」において、より専門的なご相談にもお応えできるよう、「総合相談センター（仮称）」がサポートする体制といたします。さらに、不動産売買、住宅建設・購入等や年金に関する職員の知識向上を目的とした人材育成を行い、お取引先のニーズに対応した資金供給、資金繰り改善や商取引に係るアドバイス、ライフサイクルに即した資産運用商品・融資商品の提供を行ってまいります。

ｃ．当組合の考える「ビジネスマッチング」

当組合の考える「ビジネスマッチング」とは、フィービジネスに特化するものではなく、当組合を媒介として、お客様相互の事業が活況を呈することを目的とするものです。お客様の事業の活性化・業況好転こそが、当組合の活性化・収益向上に資するものであると認識しております。

ｄ．各種相談会の開催

「総合相談センター（仮称）」においては、中小企業診断士等を招いた相談会を定期的に開催してまいります。こうした取組みの中、創業・新規事業の開拓を模索するお客様への公的制度融資の紹介も行ってまいります。

なお、このセンターが核となり、後述する中小規模事業者に対する信用供与の円滑化及びその他の山梨県経済の活性化に資する施策に取組んでまいります。

【　「総合相談センター（仮称）」における業務（案）・抜粋　】

対外的な業務	各種相談業務	中小企業診断士等を招いての中小規模事業者向け経営相談会（事業再生・改善、創業・新規事業開拓、事業承継の相談等）を開催してまいります。
	情報提供業務	中小規模事業者向け経営セミナーの定期的開催や、各種団体等と連携しての専門家派遣やビジネスに繋がる商材の斡旋・紹介等に取組んでまいります。
内部的な業務	ビジネスマッチング業務	融資関連部門や営業店と連携・仲介による中小規模事業者のビジネスチャンス拡大に取組んでまいります。
	営業店のバックアップ業務	本部・営業店一体となった「提案型セールス」に取り組み、迅速かつ円滑な資金供給を行うとともに、有益な情報を提供することで、より強固な信頼関係を構築してまいります。
	新規業務の企画立案	成長が見込まれる農業、医療介護、環境等の各分野における関係機関や各種団体との間で業務提携を締結するほか、情報収集を行い、新商品の開発やニーズに即した融資手法の構築を行ってまいります。
	人材の育成	営業店における推進態勢強化に資する職員教育（外部講師による職員向け研修会の開催等）、計画必達に向けての推進会議の開催などにより、中小規模事業者への信用供与推進を、多面的にサポートしてまいります。

（C）お客様相談窓口の拡充

ａ．「ローン相談窓口」「年金相談窓口」の態勢強化

住宅ローン推進強化店舗の設置とそこに幅広い知識・経験を有した職員を配置することにより、顧客の相談・融資ニーズに即応可能な体制を整備してまいります。

ローン相談業務、年金相談業務につきましては、「ローン相談窓口」「年金相談窓口」を増設し、営業時間外にも相談に応じられる態勢を構築することでお客様の利便性をさらに高めるとともに、販売チャネルの拡充と資金ニーズへの迅速な対応を図ってまいります。「ローン相談窓口」では、従来の個人向けローンに加え、信用保証協会の活用を含めた事業性融資の相談業務を行います。

ｂ.「緊急休日相談窓口（仮称)」の設置

資金需要の突発的発生が懸念される年末等に、「緊急休日相談窓口（仮称)」を設置し、お客様の資金繰りニーズに対応してまいります。

【　営業時間外における相談受付態勢強化施策　】

施　　策	内　　容	実施時期
相談窓口の増設	甲府市内他５ヶ所増設	平成２１年９月～
相談受付日・時間の拡大	毎水・金、～２０：００	平成２１年９月～
緊急休日相談窓口の開設	大規模店舗を中心に不定期開設	平成２１年１２月～

イ．営業力の強化

（A）営業目標の設定

ａ．営業活動の平準化

合併後、営業手法・手順について、組織的に規定されたものはなく、各営業店または各営業係が独自に行っており､ややもすると独善的な営業となっていたと認識しております。

このため、平成２１年４月に統一した営業手法等を定めた「営業活動マニュアル」を制定し､お客様に対して当組合として均一の金融サービスをご提供できることになりました。

また、マニュアルの内容の周知と遵守を徹底するため、営業店長及び営業担当者を対象とした研修会を開催し、営業店の役割を明確化しております。

ｂ．営業目標の設定・管理

預金貸出金を始めとした全店共通の必須項目については、年間の営業店目標を本部が設定・配賦するとともに、必須項目以外に本部が示した選択項目の中から営業地域の特性に応じた施策項目を営業店が選択し目標設定したうえで、同マニュアルで規定している店周強化、メイン化基準、目標の進捗管理方法等に基づき営業活動を行っております。この営業店目標は、人事制度とリンクしており、営業店の目標は営業店長の目標となり、営業店長は目標達成のために、各担当者へ数値目標等を設定しております。

また、営業推進部は、目標の進捗に遅れがある営業店に対しては、担当理事が営業店長と直接面談するなど、営業店にとって障壁となっている課題の整理とその解決方法について十分に話し合い、目標必達に向けて取組んでおります。

さらに、営業店の営業推進状況は、営業推進部が共同センターの情報系システムにより日次のモニタリングを行い、特別な動きがある場合は当該営業店へ確認し善処策を協議・対応する体制としております。

ｃ.「営業推進戦略会議（仮称)」の開催(実施時期：平成２１年１１月)

営業目標の必達及び営業店長の目標管理意識向上を目的として、今後新たに「営業推進戦略会議（仮称)」を開催してまいります。

具体的には､営業推進部担当理事が座長となり､**全営業店長を対象に月１回休日開催し、業績目標達成状況不良店舗を中心に意見交換を行うなど､目標必達を鼓舞してまいります。**なお、当会議には四半期に一度理事長が出席いたします。

当会議の開催結果については、月次開催の「経営強化計画進捗管理委員会（仮称）」に対し営業推進部を通じて報告し、同委員会から常勤理事会、理事会へと報告することで、営業目標管理に対する経営陣の関与を強化してまいります。当会議の主な内容は以下のとおりです。

〔営業店長〕

営業店長は会議の場において、次の内容について発表してまいります。

① 前月の実績数値、前月までの累計実績数値、及び目標に対しての差異。

② 目標達成、目標未達成の要因分析。

③ 会議開催月の目標数値（目標が未達成の場合は修正目標数値）。

④ 数値目標を達成するための具体的な取組み。

〔本部〕

本部は会議の場において、営業推進における経営の方針を伝達し、重要事項に対する認識の共有化を図るほか、目標未達成営業店長の要因分析や取組みに対して納得感が得られるまで質問を繰り返し、議論を通じて目標必達意識の喚起を図ってまいります。

（Ｂ）営業担当者の質的向上

ａ．業務遂行能力の向上

金融業務の高度化・複雑化に伴い、職員一人ひとりにはこれまで以上に専門的業務知識及び遂行能力が求められております。

階層別業務別内部研修会の充実、外部講師招聘による研修の開催、各種外部研修参加、及び通信教育受講勧奨を計画的に実施することで業務知識の向上を図り、職員が金融人として成長を実感できる長期的な教育環境整備に引き続き努めるとともに、新たに導入した業務ナビゲーションシステムの活用により、業務遂行能力の平準化を図ってまいります。

このシステムは、新任担当者が、融資推進、年金推進等各種業務毎に必要な手続きや留意事項等を社内ＬＡＮで簡単に確認できるように規程・要領等を可視化したシステムであり、内部研修会を通じて活用方法の周知に取組んでおります。

ｂ．「営業インストラクター（仮称）」によるＯＪＴ（実施時期：平成２１年１１月）

営業に秀でた職員を選抜し「営業インストラクター（仮称）」とし、新たに外部から招く営業コンサルタントの指導の下、営業の深耕を図ってまいります。「営業インストラクター（仮称）」は、当初４名にてスタートし徐々に増員しながら、総合営業係（仮称）のうち経験の浅い職員や業績改善への取組みが求められる職員の基礎的スキルの向上を目的としてのＯＪＴを実施してまいります。

（Ｃ）営業コンサルタントの受け入れ

お客様への質の高い金融サービスの提供実現のためには、営業態勢の抜本的な見直しが必要であると認識しております。平成２１年度は外部から営業改革のエキスパートを講師に招き、営業店長を対象とした意識改革研修を全５回開催しております。平成２２年度からは、当組合の営業態勢の課題・問題点を熟知している当該講師とコンサルタント契約或

いは期間契約相談役として受け入れ、営業店長の意識改革を通じて営業店全体における営業態勢の改善と営業力の底上げを図るとともに、時代の変化に応じた営業スタイルや営業スキルを取り入れてまいります。

（D）ＣＳの向上

お客様と常に向き合う「フェイス・トゥ・フェイス」の経営が、協同組織金融機関である信用組合のあるべき姿だと認識しております。当組合はこれまでもお客様との「であい、ふれあい」を大切にし、互いに顔の見える関係の構築してまいりました。

お客様と向き合うのは、営業係であっても、窓口係であっても、一人ひとりの職員に他ならず、その職員を通じてお客様の当組合に対する印象が決定付けられるといっても過言ではありません。今後とも信用組合職員として、自他ともに成長を実感できるよう、外部講師招聘による研修の開催及び内部研修会の充実を通じてＣＳ（顧客満足度）の向上に取組んでまいります。

（E）営業係のスキルアップ

営業係のスキルアップを目的として、毎月１回営業係を対象とした勉強会を休日に開催してまいります。勉強会では、業務知識の向上や営業係が抱える問題の解決に止まらず、提案型セールスの手法やコミュニケーション能力の向上を図るためのロールプレイングを取り入れるなど、より実践的な内容とするとともに、営業係相互の人事交流、意見交換、情報交換も行うことで、各人のアンテナ機能を強化してまいります。

また、本部各部も出席し営業の現場の意見を吸い上げることを積極的に行うことにより、本部と営業店の相互理解と意思疎通を図り本部営業店が一体となった営業推進に取組んでまいります。

ウ．営業活動の効率化

（A）戦略的営業活動の展開

ａ．「面的管理」の実現

平成１６年２月の合併以降、店舗の統廃合などにより積極的に地区整備を進めてまいりましたが、複数回の合併史を有することから、未だ僚店間において担当地区が重複するなどの非効率が残存しております。

今後も担当地区の整備を継続し、効率的な営業体制を構築することで人的資源や時間の確保を実現し、「面的管理」に基づく戦略的な営業活動を展開してまいります。

ｂ．地域に密着した営業活動の展開

店周及び準店周を重点地区として定め、徒歩・自転車による機動力のある営業も取り入れることにより、集中的かつ徹底したローラー活動を展開し、より地域に密着した「間に合う、役に立つ金融機関」を実践してまいります。ローラー活動の実施に当たっては内勤事務・窓口係職員も動員し、各人に担当地区を割り当て、訪問軒数・面談回数を増やすことにより、お客様と常に向き合う「フェイス・トゥ・フェイス」の営業に取組んでまいります。

（B）ハンディ端末機の有効活用

ａ．実質的営業活動時間の拡大

ハンディ端末機を営業係の「営業ツール」として全営業係に導入し、顧客情報の閲覧・検索・抽出等取引先情報の一元管理と内部事務も含めた事務処理負荷の軽減を図っております。これにより、実質的な営業活動時間が拡大しております。

ｂ．顧客ニーズに合わせた顧客サポートの実践

顧客情報管理によりお客様のライフサイクルに応じた金融サービスの維持及び提供に努め、顧客ニーズに合わせた的確なサポートを実践してまいります。

【　貸出残高計画　】

（単位　：　百万円）

	18/3 期 実績	19/3 期 実績	20/3 期 実績	21/3 期 実績	21/9 期 計画
総貸出残高	342,914	342,976	329,678	322,775	309,182
中小規模事業者向け貸出残高	192,877	190,808	177,905	172,541	167,697
（保証協会付融資残高）	(15,383)	(13,062)	(11,422)	(13,895)	(13,905)
ビジネスローン残高	—	—	—	522	497
個人ローン残高	4,934	6,078	7,856	7,983	7,172
住宅ローン残高	46,896	44,717	41,803	38,433	36,666
地方公共団体貸出残高	24,025	29,270	33,501	37,735	34,705

	22/3 期 計画	22/9 期 計画	23/3 期 計画	23/9 期 計画	24/3 期 計画
総貸出残高	320,000	320,500	322,000	323,000	324,500
中小規模事業者向け貸出残高	179,650	180,630	182,100	183,350	184,850
（保証協会付融資残高）	(18,050)	(18,700)	(19,500)	(20,150)	(21,000)
ビジネスローン残高	650	750	850	950	1,100
個人ローン残高	7,990	8,100	8,250	8,350	8,500
住宅ローン残高	37,200	37,350	37,600	37,750	37,950
地方公共団体貸出残高	37,000	37,100	37,300	37,450	37,700

（注）本表は、各残高計画を取り纏めたものです。

エ．個人取引

（Ａ）住宅ローン推進

ａ．推進態勢の強化

個人のお客様に当組合をメイン取引先として選んでいただくためには、住宅ローンは最良の商品であるとの認識のもと、総合営業係（仮称）を主として積極的に推進してまいります。

しかしながら、長引く景気の低迷に伴い、住宅投資意欲の低下も著しく、新設住宅着工戸数も減少しております。推進に当たっては、当組合取引先である**住宅建設業者や住宅関連業者、不動産業者との情報提供のネットワークを構築**し、ビジネスマッチングに関する情報収集に注力する住宅ローン推進強化店舗の多店舗設置のほか、職員のスキルアップを目的としての継続的な研修の実施により、住宅ローン案件に関する審査のスピード化を実現してまいります。そのほか、平日営業時間内にご来店されることが困難なお客様に対しては、営業時間外における「ローン相談窓口」の多店舗展開により対応してまいります。

ｂ．新商品の開発・提供

お客様の多様な住宅ニーズ・資金ニーズにお応えするため、新規案件については融資額及び担保価額に応じて柔軟な金利設定が可能な商品、借り換え案件に対しては弾力的な返済条件設定が可能な商品の開発に取組んでまいります。併せて、当組合取引先の事業活性化を支援するため、紹介案件に限定しての金利優遇商品の開発にも取組んでまいります。

【　住宅ローン推進計画　】

（単位　：　百万円）

	20/3 期 実績	21/3 期 実績	22/3 期 計画	23/3 期 計画	24/3 期 計画
住宅ローン実行額（期中）	1,810	1,046	2,800	4,200	4,200
住宅ローン残高	41,803	38,433	37,200	37,600	37,950
年間純増額	－	▲3,370	▲1,233	400	350

（Ｂ）個人ローン推進

ａ．推進態勢の強化

民間保証会社付個人ローンは、これまで当組合のご利用がなかった個人のお客様とのファーストコンタクトとしてご利用いただくケースが多く、ご利用をきっかけとして以後の預金取引や住宅ローン取引に繋がるものと認識しております。推進に当たっては、総合営業係（仮称）による推進活動はもとより、お客様との接点となる内勤事務・窓口係がお客様のニーズをとらえ、必要とされている融資商品の提供等ができるよう、ライフサイクルにあわせての資金ニーズ把握手法、セールス話法等に関する内部研修会を開催してまいります。そのほか、平日営業時間内にご来店されることが困難なお客様に対しましては、営業時間外における「ローン相談窓口」の多店舗展開により対応してまいります。

ｂ．新商品の開発・提供

商品性の充実においては、お客様の信用力や融資額に応じて金利設定が可能な商品や、環境問題に対する意識の高揚に伴い市場の拡大が期待できる**エコカー減税対象者やエコ家電購入者を対象とした金利優遇商品を平成２１年８月以降順次開発･提供してまいります。**

ｃ．貸金業法改正に伴う新たなニーズへの対応

貸金業法改正を踏まえ、民間保証会社の保証に依存しない独自の個人ローンを開発し、個人のお客様の新たなニーズに対応した付加価値のある金融サービスを提供してまいります。この商品の取り扱いは、「総合相談センター（仮称）」が一元的に行い、ローン相談受付から融資実行までの間に、借入希望者及びその家族や関係者との深度ある面談、必要に応じて顧問弁護士との連携など、お客様とのコミュニケーションを重視して取組んでまいります。

ｄ．年金受給者層への推進

年金振込指定の獲得に向け対象層への取組みを強化してきた結果、平成２１年７月３１日現在における民間保証会社付個人ローンの販売実績においても、６０歳以上の利用残高が全体の約２８．３％、件数にして約３１．２％を占めるにいたっております。今後は、対象層に対しての総合営業係による推進はもとより、店頭への拡大鏡や拡声器の設置、重要諸書類の文字サイズ見直し等同層に配慮した商品説明態勢を充実させ、各種相談窓口や店頭においても積極的に推進してまいります。

【　個人ローン推進計画　】

（単位　：　百万円）

	20/3 期 実績	21/3 期 実績	22/3 期 計画	23/3 期 計画	24/3 期 計画
個人ローン実行額（期中）	4,597	3,456	3,110	3,280	3,280
個人ローン残高	7,856	7,983	7,990	8,250	8,500
年間純増額	－	127	7	260	250

オ．地方公共団体取引

地方公共団体に対する円滑な資金供給は、地方財政の安定化に資するとともに、地域経済の活性化に貢献するものと認識しております。

このため、地方債の引受を積極的に推進することにより、地方公共団体向け貸出残高の増強を図り、地方経済の発展に寄与してまいります。

『信用コスト削減のための取組強化』

当組合の懸案事項である不良債権問題の改善を図るため、融資の審査・管理を充実すべく以下の施策を強力に推進してまいります。

ア.「個社別取組方針」の策定

当組合は、資産の健全化を経営の重要課題と認識し、不良債権の適切な処理、発生防止をはじめ、**特に１億円以上の要管理先以下の取引先につきましては、「個社別取組方針」を策定・実行し、経営改善指導を徹底しております。**

引き続き、今後一層、**財務分析による定量情報の把握に加え、債務者へのモニタリングによる経営者の資質や意欲などの定性面の実態把握に努め**、事業継続を前提とした個社別取組方針を決定し、収益アップ、経費削減に関する**財務内容の改善に向けた具体的施策を提案・指導を徹底してまいります。**

イ.「ローン管理センター」による初期延滞対応

（Ａ）「ローン管理センター」の開設

延滞解消は初期対応が重要であり、対応の遅れが常態化を招く原因となります。個人ローンの推進強化に伴い、管理態勢の強化は不可避であると認識しております。

このため、**平成２０年１０月に「ローン管理センター」を設置し、初期延滞対応を行っていますが、今後ともこれを徹底していきます。**「ローン管理センター」は、初期段階での個人ローン及びカードローンの延滞解消に注力するとともに、民間保証会社との各種定型ローンに関する延滞管理体制の構築作業を進めております。

（Ｂ）「延滞管理システム」の導入（実施時期：平成２１年１２月）

「ローン管理センター」において、個人ローン及びカードローンの延滞管理の一元化を図ることを目的として、**平成２１年１２月を目処に「延滞管理システム」を導入いたします。**これにより、営業店における管理業務は大幅に軽減され、人的資源の有効活用が可能となります。

ウ．融資健全化等に向けたプロセス

（Ａ）取組み方針の策定（第一段階）

業績不振の債務者に対しては、財務分析による定量情報の把握に加え、債務者へのモニタリングを強化し、経営者の資質や意欲などの定性面の実態把握に努め、事業継続を前提とした取組み方針を決定します。

また、業績不振の大口与信供与先、及び改善に時間を要すると認められる債務者については、企業支援部が関与し、事業再生に向けた計画を策定いたします。

（Ｂ）お客様との交渉（第二段階）

当組合の取組方針をもって、収益アップ、経費削減に関する財務内容の改善に向けた具体的施策を提案し、必要に応じて当組合職員の出向派遣も検討いたします。

また、連帯保証人等を含めて現況を確認することにより、債務者に対して資産処分、債務保証履行による債権の圧縮についての交渉を行っております。

さらに、早期再生に向けた取組みとして、お客様の状況を総合的に勘案したうえで、中小企業再生支援協議会との連携に取組んでおります。

今後は、再生ファンド「しんくみリカバリ」の活用も検討してまいります。

（Ｃ）企業支援部の取組み

企業支援部は他金融機関からの専門的スキルを有する人材を招聘した部署（１０名体制）で、上記の経営改善支援や事業再生のトータルコーディネートを行います。

経営改善の可能性が高いと認められる取引先については、同部の関与により事業再生等に積極的に取り組んでまいります。

（Ｄ）不良債権の整理（第三段階）・・・オフバランス化等

当組合の提案に対して理解・協力が得られず、結果的に経済合理性の確保が困難と認められた場合や再生の可能性が見出せない場合については、**将来の信用コスト抑制のため、**当組合の今後の方針について十分な説明を行い、地域経済への影響も勘案して、担保・保証等の保全処分、訴訟・競売等法的手続きによる回収等により不良債権の整理を図っております。なお、担保不動産の処分に当たっては、より適正な価格での処分を実現するため、営業推進部との連携により任意売却の成立に積極的に取組んでまいります。

債務者区分の実質破綻先、破綻先のうち業況回復可能性の低い先の債権については、地域経済の影響も勘案しつつ、整理回収機構等サービサーへの売却等によりオフバランス化を進めてまいります。

また、不良債権処理に向けた取組み状況については、常勤理事会へ原則月１回及び必要に応じて随時報告することで、経営陣の関与のもと適切に実施してまいります。

【　健全化推進プロセス・イメージ図　】

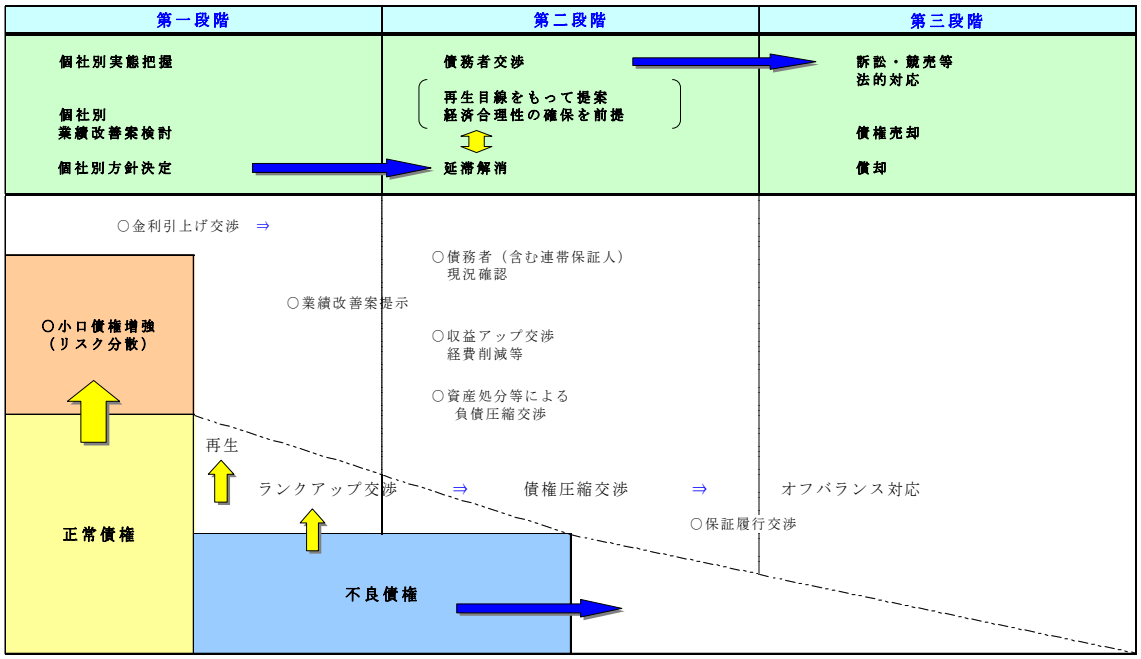

『ローコスト体制への移行（経営の効率化）』

当組合は、業務の効率化にむけ、ローコスト体制へ移行するとともに、経営資源（人・物・金）を有効活用することにより、お客様の期待に応える質の高い金融サービスの提供に取組んでまいります。

ア．人員の削減

（Ａ）５００名体制の確立

職員については、**平成２１年３月期の職員数６２１名**（被出向職員、嘱託職員、及びパート職員は含まない）を、**平成２２年３月期５６０名、平成２３年３月期５００名と２年間で順次削減してまいります。**削減に当たっては、早期退職者優遇制度の活用、さらには役員の関与のもと、個人業績評価・人事考課及び労働生産性を勘案した中で退職勧奨することとともに、セカンド・キャリアの斡旋等を積極的に行います。

（Ｂ）人件費の圧縮

ａ．職員賞与の支給

平成２１年３月期決算において５期連続の赤字となり、繰越損失を計上する状況であることを重く受け止め、今年度下期の賞与は支給いたしません。平成２２年度以降の賞与支給につきましては、収益性の改善を優先したうえで支給の有無を判断し、支給する場合においても支給水準を極力抑制する方針であります。

なお、役員に対する賞与につきましては、平成２１年３月期現在支給は行っておりませんが、今後も期限を定めず当面の間支給は行いません。

ｂ．出向・転籍の促進

取引先企業より当組合職員に対し派遣依頼がある場合には､役職定年職員を対象として、積極的に出向・転籍を進めてまいります。

ｃ．人件費削減目標

職員の削減及び前記各施策の実施により、人件費を平成２２年３月期３，０９５百万円（対前年比▲５０５百万円)､平成２３年３月期２,８９５百万円(対前年比▲２００百万円)、平成２４年３月期２，８００百万円（対前年比▲９５百万円）と削減してまいります。

【　職員数推移見込み・人件費推移見込み　】

（単位　：　人、百万円）

	21/3 期 実績	22/3 期 計画	23/3 期 計画	24/3 期 計画
期末職員数	621	560	500	500
前年比	▲74	▲61	▲60	0
人件費	3,600	3,095	2,895	2,800
前年比	▲37	▲505	▲200	▲95

（注）期末職員数は被出向者、嘱託、パートを含まない。

（注）期末日退職者除く。

イ．戦略的な店舗配置等

（Ａ）４０店舗体制の確立

平成２１年７月１日現在において、**４９店舗体制**（２出張所含む）となっておりますが、収益性の良化を期待することが困難な店舗につきましては**今後２年間をかけて９店舗削減し、平成２２年度末には４０店舗体制を実現いたします。**

なお、統廃合実施に伴いお客様の利便性が低下することを防止するため、廃止店舗が担当していた営業エリアには、優先的に営業係を配置してまいります。

（Ｂ）ＡＴＭ設置状況の見直し

平成２１年７月１日現在において、２６ヶ所に設置している店外ＡＴＭについては、提携金融機関のＡＴＭ設置状況及び利用状況を勘案して計画的に配置の見直しを実施してまいります。

ウ．物件費のメリハリある圧縮

（Ａ）「カイゼンプロジェクトチーム（仮称）」の設置等（実施時期：平成２１年９月）

店舗廃店及び店外ＡＴＭ廃止による物件費の圧縮のほか、業務の改善による物件費の圧縮にはこれまでも取組んでまいりました。

今後は経費削減を目的として、**「カイゼンプロジェクトチーム（仮称）」を設置し、各業務の見直しを含め全組織的にあらゆる分野において聖域なく現場のムダ・ムラの総洗い出し作業を行い、物件費を中心とした改善活動に取組んでまいります。**具体的には、集金業務、メール配送業務等日常業務の創意工夫による事務費の見直し、事務機器更新期間の延長及びリース契約の変更による業務委託費等事務費の見直し、費用に見合う効果が得られない広告宣伝費等事業費の見直し、契約保養所の解除による人事厚生費の見直し、クールビズ、ウォームビズの定着化による事務費（給水光熱費）の見直し等に取組むほか、所有不動産の売却及び事業用不動産の売却・賃借を積極的に進めることによる固定資産費の削減など、抜本的な経費削減を実現してまいります。

また、「カイゼンプロジェクトチーム（仮称）」は、営業店事務の本部集中化による業務の効率化にも取組んでまいります。

さらに、こうした活動と並行して、調達業者との交渉術の習得、適正市場価格の把握、購買慣習の見直しなどを目的として、外部コンサルタントを導入いたします。

（Ｂ）システム化対応費用の優先的確保

他方、システム化に伴う機械化費用については、人員削減による内部事務処理負荷の軽減やリスク管理態勢の強化及びお客様の利便性・セキュリティ向上に資するものであるとの認識のもと、導入効果を十分に検証のうえ優先的に確保してまいります。本経営強化計画には平成２０年度から実施中の平成２３年度までＡＴＭ機・出納機・端末機等の更改に伴う費用及び平成２３年度より実施予定のＩＣカード発行費用も計上しております。

なお、平成２１年１１月より為替業務を本部へ集中化するため、為替システムの導入を予定しております。

【　店舗数推移見込み・物件費推移見込み　】

（単位　：　店、百万円）

	21/3 期 実績	22/3 期 計画	23/3 期 計画	24/3 期 計画
期末店舗数	49	44	40	40
前年比	▲7	▲5	▲4	0
物件費（機械化関連費用を除く）	1,549	1,486	1,343	1,336
前年比	▲5	▲63	▲143	▲7

【　主なシステム化推進計画（平成２１～２３年度）　】

（単位　：　百万円）

計画の目的（内容）	費　用
お客様の利便性向上（ＡＴＭ機更改）	261
セキュリティの向上（ＩＣカード化対応）	30
事務処理負荷の軽減（勘定系機器更改）	1,283
業務の平準化（各種サブシステム導入・更改）	420

エ．組織における一体感の醸成

（Ａ）相互牽制による意識改革

当組合は、**複数回の合併を繰り返しているため、職員間に旧組合意識が払拭されず、**コミュニケーション不足から遠慮・無関心な言動が見られ、このことが、職員の士気低下、組織の一体感の欠如にも繋がっていると認識しております。今後は、旧組合的な発想を排除し、これに起因する言動は厳に慎むとともに、役職員間においても相互に注意喚起するなどにより役職員の意識改革に取組んでまいります。

（Ｂ）「ＹＫＳマインド醸成活動（仮称）」への取組み（実施時期：平成２２年４月）

合併後入組した若手職員においては、‘山梨県民信用組合職員マインド’を自ら培うことを目的としての「ＹＫＳマインド醸成活動（仮称）」により**合併後の融和のため部店を越えたグループ活動・研修を実践し、組合としての一体感を醸成してまいります。**当活動は、旧組合的な色合いを完全に断ち切るため、外部の人材育成会社から専門家を招き、オブザーバーとして客観的な立場から指導・助言を受け、活動の実効性を高めてまいります。なお、当活動の具体的な内容・形式は以下のとおりです。

〔活動テーマ〕

① 地域に対して提供している価値やサービスの意味の探求。
② 組合における自己の担当業務が果たす意味の探求。
③ 信用組合人としての自らのキャリアビジョンの確立。
④ 組織の良化等に資する施策の立案（コミュニケーション向上策・ＣＳ向上策等）。

〔活動形式〕

① 配属部店や担当業務を越えた１０名程度を活動グループとする。

② 四半期毎にグループミーティングを実施、年１回全体発表会を実施する。

③ 活動グループは１年毎に見直し、職員は２年間活動に参加する。

『経営強化計画の確実な履行の確保』

各所管部は、新生プランに掲げた施策の立案・進捗・達成に向け、ＰＤＣＡサイクルに基づき取組んできましたが、各所管部が同時並行的にそれぞれの施策立案に取組んだことから事前調整が十分ではなく、齟齬が生じてきた反省を踏まえ、以下の施策を行います。

ア．「経営強化室（仮称）」の設置（実施時期：平成２１年９月）

「経営強化室（仮称）」を設置のうえ、各種施策の立案調整を行ってまいります。この「経営強化室（仮称）」は理事長直轄とし、各所管部から横断的に人材や情報の提供を適時受けるクロスファンクショナルチームの手法を採り入れ、本経営強化計画の成否に関わる主な施策の立案から立ち上げ（「Ｐ」）を行ってまいります。なお、施策の主体は各所管部とするため、業務分掌の移管を行わず、施策制定に際しての常勤理事会等への付議も各所管部が行ってまいります。

また同室は、各所管部が中心となっての進捗（「Ｄ」）に対する「経営強化計画進捗管理委員会（仮称）」による検証・チェック機能（「Ｃ」）に対し、改善（「Ａ」）に向け各所管部と一体となり取組んでまいります。

イ．経営強化計画の取組状況の検証体制（実施時期：平成２１年１０月）

本経営強化計画の進捗状況につきましては、「経営強化計画進捗管理委員会（仮称）」を設置し、管理いたします。理事長が委員長となり委員会を運営し、牽制機能をより強化してまいります。なお、同委員会委員には、新たに非常任委員として大規模店舗長が加わり、経営強化に向けての本部・営業店間における認識の統一を図ってまいります。

本委員会により、計画の進捗状況を定期的にレビューするとともに、各種の実行された施策を検証してまいります。

【　ＰＤＣＡサイクル・イメージ図　】

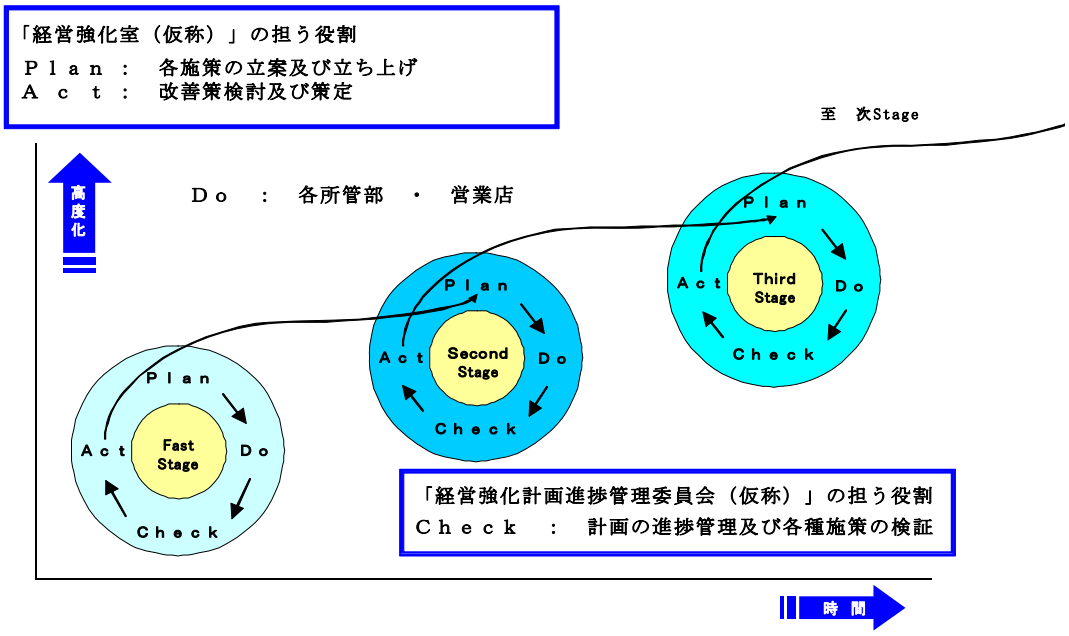

４．従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

（１）業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

ア．前経営陣の経営責任の明確化

新経営陣は､過去の負の遺産を一掃し､完全に過去との訣別を図るとの強い意志のもと、これまでの経営管理に係る問題の原因に対する経営責任を明確化するため、平成２０年９月に従前において当組合と係わりを有しない公平・中立的な立場の外部有識者（弁護士３名）による「責任明確化委員会」を設置し、前理事長をはじめとする主要役員に関する調査を依頼いたしました。平成２１年２月の同委員会の調査報告を踏まえ、平成２１年３月に前経営陣２名に対して損害賠償請求訴訟を提起しております。今後も、引き続き、当組合の方針に基づき対応してまいります。

イ．ガバナンス態勢の強化

（A）経営監視・牽制の適正化

当組合は、業務改善命令を受令したことを厳粛に受け止め、コーポレート・ガバナンス態勢の確立を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、理事会、監事会による経営監視・牽制が適正に機能する体制としております。

（B）監査体制の強化

従来からの本部・営業店業務監査をリスク監査に変更することにより内部監査体制を強化してまいりましたが、今後は、リスクカテゴリー毎の組織横断的な内部監査を実施することにより、様々なリスクに対する組織連携態勢をチェックするなど、複雑化するリスクへ対応してまいります。

（C）経営の客観性・透明性の向上

本経営強化計画の進捗状況の管理・監督、経営戦略や基本方針についての客観的な立場で評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めるため、信用組合業界の系統中央金融機関である全信組連の経営指導を定期的に受けるとともに、年に１回の監査機構監査を受査してまいります。

ウ．新経営陣のリーダーシップの確保

（A）経営方針の周知

ａ．理事長経営方針の伝達

理事長の経営方針伝達手段として、毎朝開催している役員部長連絡会（朝会）や毎週初開催している本部朝礼での理事長講話の内容、及び主要会議の席での理事長挨拶の内容を「理事長メッセージ」として社内ＬＡＮにより全役職員へ配信し、当組合の現状を周知しております。

ｂ．部店長会議の多頻度開催

原則として四半期１回開催している部店長会議の開催頻度を高め、幹部職員に対しては

経営の現状を適時適切に周知するとともに、幹部職員が自ら考え行動することを徹底してまいります。

（B）職員意見の吸い上げ

原則毎月１回開催している本部部長会では、当組合の経営課題等について各部長が協議し、その結果を役員へ答申しております。

また、定期的に開催する階層別の内部研修・勉強会及び「ＹＫＳマインド醸成活動（仮称)」に理事長が出席し、理事長と職員とが直接懇談する時間を設け、その中で、当組合の経営方針等を理事長が直接伝えるとともに､営業店の現場の意見を吸い上げることにより、経営管理態勢の強化と職場の活性化に取組んでまいります。

（２）リスク管理の体制の強化のための方策

ア．ＡＬＭ委員会

当組合は、組合全体のリスクを統合的に管理するため、総合企画部リスク管理課を統括部署として**「ＡＬＭ委員会」を設置し**、各種リスク管理方針・規程に従い信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクをはじめ**主要なリスク状況を把握するとともに、評価・計測されたリスクについて、毎月開催の「ＡＬＭ委員会」にて協議し、その協議内容は常勤理事会に報告する体制となっております。**

今後は、統合的リスク管理に向けた態勢の整備に取組み、各種リスクをコントロールするなど、**より高度な管理態勢を構築してまいります。**

【　リスク管理及び自己資本管理体制・イメージ図　】

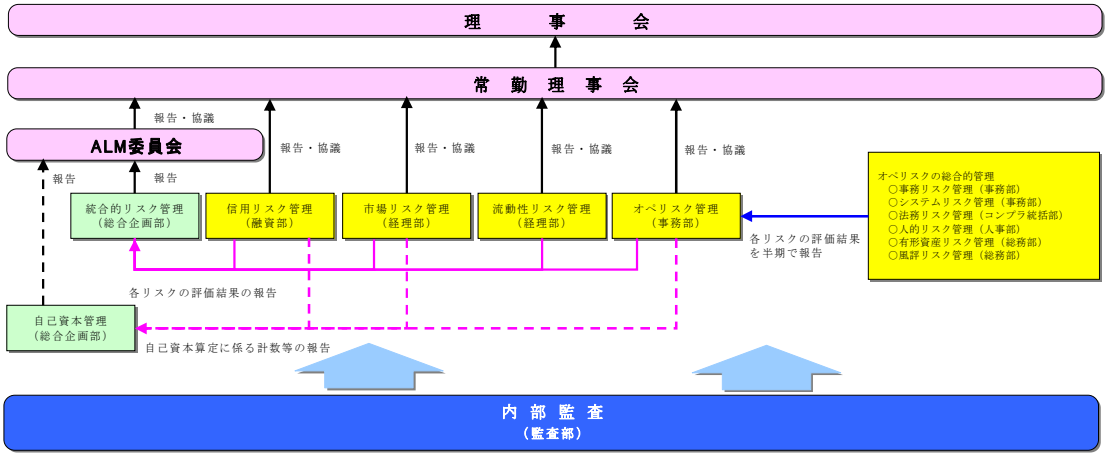

イ．信用リスク管理体制

（A）信用リスク管理態勢

信用リスク管理方針・規程等に基づき、大口の要管理先以下の債務者毎に**「個社別取組方針」を策定し、定量・定性の両面でモニタリングを強化しております。**特に、大口与信集中及び業種集中の管理につきましては、与信全体でのシェア管理を行い、その結果を、ＡＬＭ委員会を通じて定期的に常勤理事会へ報告し、経営陣がリスク量について適切に評

価・判断できる体制となっております。

（B）大口与信集中先、不良債権に対する経営改善支援

大口与信集中先や与信額が大きい建設業者、不動産業者については、地域との一体的再生という観点を踏まえつつ、継続的に業績のモニタリングを行うとともに、お客様との面談を通じて策定した取組み方針に基づき、経費圧縮等を柱としたリストラ策を提案するなど、経営改善支援に注力しております。

また、**不良債権については、適切な管理を図り、経営改善支援等の事業再生を強化してまいります。**

（C）信用リスク管理の高度化

信用格付を導入し債務者区分と整合的に管理する体制を整備することにより、業種別・格付別の与信ポートフォリオの構築、及びクレジットリミットの設定など、リスク管理の高度化に取組んでまいります。

ウ．市場リスク管理体制

（A）運用方針

市場リスク管理方針・規程等に基づき、年度毎に余裕資金運用方針・計画を策定し、国債・地方債等の安全性の高い債券を中心に運用しております。今後ともリスクの高い仕組債等については新たな運用はいたしません。

（B）市場リスク管理態勢

市場リスクの管理につきましては、**リスク管理統括部署によるモニタリングを行い、その結果を、ＡＬＭ委員会を通じて定期的に常勤理事会へ報告し、経営陣がリスク量について適切に評価・判断できる体制**となっております。

今後は、規程・要領の改正を実施し、**アラームポイントやロスカットの水準・対応をより厳格なものに変更いたします。**これにより、価格変動リスクの高い有価証券の削減等資産構成を是正するとともに、厳格なロスカットルールの運用等迅速な対応によりリスクの軽減に取組んでまいります。

（３）法令遵守の体制の強化のための方策

当組合は、過去に複数の不祥事件が発生したことを厳粛に受け止め、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、お客様・組合員の皆様からの信頼・信用を確保するために、役職員一人ひとりのコンプライアンス意識を醸成・徹底することにより、不正行為・不祥事件を未然に防止してまいります。

ア．「コンプライアンス統括部」

役員がコンプライアンスに取組む経営姿勢を自ら率先して示し、その経営姿勢を職員に周知・徹底するとともに、コンプライアンスに関するモニタリング、報告等の体制を整備

することにより法令等遵守を徹底する組織づくりを実現いたします。

具体的には、コンプライアンス推進のための統括部署として**コンプライアンス統括部を設置**し、そこに専担者を配置して、法令等遵守態勢確立のための諸施策、業務改善計画の継続的なモニタリングに取組んでおります。

イ．役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底・理解度確認

職員の法令等遵守への取組み状況を、営業店業績評価項目に反映しております。

また、顧問弁護士等を講師とする内部研修の開催、外部セミナー等への参加、さらに**全部店毎に毎月コンプライアンス・リスク研修会を実施することにより、法令等遵守意識の醸成・徹底を図っております。**

また、**全役職員に対して「コンプライアンス理解度テスト」を実施**し、コンプライアンスに関する理解度を確認するとともに結果を分析のうえ、理解度の低い分野については研修等によりフォローアップを行っております。

ウ.「コンプライアンス委員会」

コンプライアンスに係る計画、実施、点検などを行うとともに、不祥事件発生などの対応や再発防止策の策定を行うため、**理事長が指名する常勤理事３名、常勤監事及び部長をメンバーとした「コンプライアンス委員会」を設置しております。当委員会は、法令等遵守態勢の確立に向けた内部管理体制の改善に取組んでおります。**

エ.「コンプライアンス担当者連絡協議会」

コンプライアンス・プログラムの実効性の向上に努めるため、**全部店にコンプライアンス担当者を配置しております。**全部店における法令等遵守への取組状況の平準化と、コンプライアンス・プログラムの進捗状況の確認を目的として**「コンプライアンス担当者連絡協議会」を設置し、定期的に開催しております。**

（４）経営に対する評価の客観性の確保のための方策

ア．全信組連による経営指導、全国信用組合監査機構の監査受査

経営に対する評価の客観性を確保するため、信用組合業界の系統中央金融機関である全信組連の経営指導を定期的に受けるとともに､年に１回の監査機構監査を受査いたします。これにより、当組合の経営戦略や基本方針について客観的な立場で評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めてまいります。

イ.「経営諮問会議（仮称）」の設置（実施時期：平成２２年１１月）

現在、外部有識者による会議等は設置しておりませんが、**経営の客観性・透明性を確保するため、**当組合の経営戦略及び経営強化に向けての各種取組みの進捗を監視することを目的として、**今後第三者により構成する「経営諮問会議（仮称）」の設置を平成２２年度から実施してまいります。**この会議では、当組合の経営実態並びに本経営強化計画の進捗状況を十分に説明し、これに対する意見・助言等をいただくとともに、ご意見等は適切に経

営に反映してまいります。

（５）情報開示の充実のための方策

ア．ディスクロージャー誌等での開示

お客様・組合員の皆様に当組合の経営に対する理解を深めていただき、経営の透明性を確保することを目的として、迅速かつ充実した経営情報を開示するとともに、積極的な営業活動に取組んでおります。

今後とも、従来と同様、ディスクロージャー誌については、決算期ごとに法令で定められた開示内容以外に、経営理念、リスク管理態勢、コンプライアンス管理態勢の状況をはじめ、地域貢献に関する情報等、当組合を理解していただくための経営情報を分かりやすく伝えられるように作成し、窓口に備え置くほか、当組合のホームページ上でも公開いたします。

また、９月次においても経営内容に関するレポートを作成し、ディスクロージャー誌と同様の方法で開示しております。

イ．「ディスクロージャー・ポリシー」の制定・公表

現在行っている情報開示に関する基本方針として、「ディスクロージャー・ポリシー（情報開示に関する基本的な考え方）」を制定・公表し、適時適切かつ透明性の高い情報開示を行ってまいります。

５．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

（１）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

≪地域経済の現状≫

当組合の主たる営業地域である山梨県内の中小規模事業者を取り巻く経済環境は、景気低迷の影響から住宅建設が前年を大幅に下回るなど民間消費が伸び悩んでいることに加え、公共工事削減の影響から、一段と厳しさを増しており、平成２１年度上期は売上高・経常損益とも悪化の見通しとなっており、設備投資など前向きな資金需要は一層の落ち込みを見せています。

中小企業の資金繰り状況は､平成２１年１－３月期には対前四半期に比べマイナス５５．４％ポイント（出所：「法人企業景気予測調査」・・財務省総合政策研究所）と急激な悪化傾向を見せていました。平成２１年４－６月期の現状判断では、改善の兆しは見せているものの、依然として厳しい状況に変わりはありません。

当組合の貸出金は、取引先の業況低迷の影響で前向きな資金需要が減少したことや取引先企業の業績悪化等にともなう不良債権処理を実施したことなどから、平成２１年３月期は前期比で約２．１％のマイナスとなりました。

しかしながら、信用保証協会保証付融資に関しましては、平成２０年度下期から緊急保証制度が創設されたこともあり一定の伸張がみられ、中小規模事業者の資金繰り安定化に効果があったと認識しております。

当組合営業地域に拠点を構える中小規模事業者は、経営資源が過小なことから元来競争力が弱いことに加え、下請企業などは、元請先の要請から収支悪化が続いており、その体力は著しく疲弊しております。なかでも、公共工事の減少から業況不振が続く地場の建設業や、消費性向の冷え込みや嗜好の多様化から苦境が続く観光業などは、高速道路料金の一部引き下げなどの効果も薄く、経営改善への足掛かりさえつかめない状況にあり、日々の資金繰りは逼迫の度を高めています。

また、日本貸金業協会が公表するデータによると、事業資金の借入先として貸金業者から借入を行っている先の比率は、資本金２，０００万円未満の企業にあっては１６％であり、個人事業者に限定した場合は２３％となるなど、事業規模が小さくなるほど貸金業者依存が高くなる傾向にあり、今後、貸金業法改正により中小規模事業者、とりわけ個人事業者の資金繰りはより一層悪化することが予想されます。

さらに、中小規模事業者の多くは業況低迷に加え、後継者難の問題を抱えており、今後廃業を余儀なくされるケースの増加が予想されます。他方、人口減少や少子高齢化の進展にともなうマーケットの収縮などから創業の状況は思わしくなく、その数は廃業数を下回っている状況です。

≪当組合の方針≫

こうした状況を踏まえ、当組合は地域社会の一員として、金融面から地域経済の活性化に取組むことが責務であると認識しております。これまで以上に地域の中小規模事業者への円滑な資金供与や充実した金融サービスの提供を通じて地域経済への貢献を実現し、地域とともに再生・活性化してまいります。

当組合は、信用組合の原点である相互扶助の精神を基本とし、お客様と十分なコミュニケーションを図り、地域の中小規模事業者の資金ニーズに迅速にお応えしております。特に、平成１９年３月までの「地域密着型金融推進計画」を踏まえ、同年４月からは、「地域密着型金融」を恒久的な取組みとして位置づけており、この中で、担保や保証に過度に依存しない融資に取組むなど、中小規模事業者に適した資金調達手段の提供に取組んでおります。引き続き、不動産担保や第三者保証に過度に依存しない形での信用供与に注力してまいります。

（２）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

ア．中小規模事業者等向けの信用供与円滑化計画

中小規模事業者等への貸出残高を以下のとおりといたします。

なお、過去３年間の中小規模事業者向け貸出残高は、地域経済の低迷により不良債権の圧縮に注力したこと、また融資営業態勢が脆弱であったことなどから、実行累計は２，０５０億円と回収累計２，１７０億円と比較して１２０億円程度下回っており、その結果、２１年３月期の貸出残高は１８年３月期対比２０３億円減少し、この９月期についても２１年３月期比４９億円減少する見込みです。

今後３年間は営業態勢や顧客とのリレーションの強化を図ることなどにより計画期間中の実行累計は２，１３０億円と、回収累計１，８８０億円を２５０億円程度上回る水準を目指すこととします。なお、この間、約定弁済に加え貸出金償却を累計で１３０億円程度見込んでいるため、２４年３月期（計画終期）における中小規模事業者向け貸出残高は、２１年３月期対比１２３億円の増加となります。

それ以降は、本経営強化計画を着実に遂行し、融資営業基盤の整備・強化、各種機関との連携強化や新規分野への取組みなどの実効性を確保することにより、貸出残高は積み上がり、資本支援４５０億円は中小規模事業者に対する信用供与の維持・拡大に活用してまいります。

【　中小規模事業者向け貸出残高の推移　】

（単位　：　百万円、％）

	18/3 期 実績	19/3 期 実績	20/3 期 実績	21/3 期 実績	21/9 期 計画
中小規模事業者向け貸出残高	192,877	190,808	177,905	172,541	167,697
総資産	537,416	517,246	487,657	451,502	480,000
中小規模事業者向け貸出比率	35.88	36.88	36.48	38.21	34.93

	22/3 期 計画	22/9 期 計画	23/3 期 計画	23/9 期 計画	24/3 期 計画
中小規模事業者向け貸出残高	179,650	180,630	182,100	183,350	184,850
総資産	468,775	470,000	471,340	472,000	472,676
中小規模事業者向け貸出比率	38.32	38.43	38.63	38.84	39.10

(注)・中小規模事業者向け貸出比率　＝　中小規模事業者向け貸出残高　÷　総資産

・中小規模事業者向け貸出とは、協同組合による金融事業に関する法律施行規則別表第１における「中小企業等」から個人事業者以外の個人を除いた先に対する貸出で、かつ次の貸出を除外したもの

政府出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出、土地開発公社向け貸出及び地方住宅供給公社向け貸出等、大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係るＳＰＣ向け貸出、その他金融機能強化法の趣旨に反するような貸出

・２１年９月期の中小規模事業者向け貸出比率は、４５０億円の資本支援に伴い総資産が増加し、２１年３月期と比較して一旦低下することとなるが、それ以降は貸出を増強することにより、中小規模事業者向け貸出比率上昇を見込む（４５０億円の資本支援分を除いた場合の２１年９月期の中小規模事業者向け貸出比率は、３８．５５％)。

イ．信用供与体制の充実・強化

前述した「融資営業係(仮称)」の設置や「総合相談センター(仮称)」を新設するなどの施策により、融資の深耕や経営相談体制を強化するとともに、「営業推進戦略会議(仮称)」を開催し、目標必達意識を喚起するほか、「営業インストラクター(仮称)」を配置し、職員のスキル向上を図ります。

また、平成２１年３月、８店舗に個人向け相談業務を担う**「ローン相談窓口」を開設し、同４月からは毎週水曜日は午後６時まで相談を受け付ける態勢**となっております。

平成２１年９月からは**相談受付対象範囲を事業性融資にも拡大するとともに、毎週水曜日に加えて毎週金曜日も午後８時まで受付に応じられる態勢といたします。**さらに、翌１０月からは「ローン相談窓口」設置店舗を５店舗に増やすなど、順次利便性の向上に取組んでまいります。

さらに、平日の往訪による面談や来訪が困難な中小規模事業者の利便性向上を図るため、**年末、年度末など緊急の資金需要が発生することが見込まれるタイミングに合わせて大規模店舗を中心として「緊急休日相談窓口（仮称)」を設置し、融資相談に積極的に対応してまいります。**

なお、「ローン相談窓口」「緊急休日相談窓口（仮称)」とも、設置店舗エリア外のお客様からの相談にも積極的に対応してまいります。

ウ．創業又は新事業開拓、事業承継に係る支援等（中小企業基盤整備機構、やまなし産業支援機構、山梨県中小企業団体中央会、地域商工会議所・商工会等との連携）

各種団体や地域の商工会議所・商工会等と連携し、情報の集積及び発信機能（起業・新規事業展開に役立つ情報提供等）を強化するとともに、各種団体関係者を招致しての相談会開催などを開催し、創業・新規事業展開希望者へのアドバイス等支援を実施してまいります。相談を通じて、創業や新規事業展開が実現する場合には、県の制度融資等を活用して融資を実行するなどの、**金融面での支援も積極的に行ってまいります。**

また、税務面や経営面に関わる専門家（税理士、中小企業診断士、相談員等）の派遣斡旋にも積極的に取組むなど、創業後のフォローにも注力してまいります。

エ．事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

（Ａ）家族経営企業に対する事業承継支援の取組み

家族経営企業の後継者への経営権の委譲に付随して発生する、税務面や法務面等の各種課題に対する支援を適切に行えるよう、**中小企業診断士との間で事業承継支援に関するアドバイザー契約を平成２１年１０月までに締結し、**「総合相談センター（仮称)」にて、提案から実行まで一貫して事業承継を支援してまいります。

（Ｂ）事業承継セミナーの開催

アドバイザー契約を締結した各種専門家や外部機関等から講師を招聘して、お客様を対象とした事業承継セミナーを開催してまいります。

（Ｃ）Ｍ＆Ａ（Merger and Acquisition）による事業承継への取組み

優良企業であるにも拘らず、経営者の後継者問題を抱える中小規模事業者については、経営者の意向を踏まえたうえで、同業若しくは関連業種で業容拡大を模索する先を幅広く紹介するなど、当組合が仲介者となってのＭ＆Ａの成立による事業存続に取組んでまいります。その際、譲受先の資金調達に影響を及ぼすことを防止するため、買収資金は譲渡企業の資産を担保とし、かつ返済原資は譲渡企業の事業収益のみから捻出するスキームの活用も検討してまいります。

（Ｄ）従業員による事業承継に関する資金面の支援

中小規模事業者の経営は、大企業と異なりオーナー経営者個人の資質や財力によるところが大きいため、たとえ財務状況が健全な企業であっても経営者の突然死などにより、事業継続が困難な事態に直面する危険をはらんでいます。当組合は、従業員が雇用はもとより、豊富な知識や経験を活かすべく事業承継を一致して希望し、また経営者遺族も事業の存続を望む場合、各種専門家や外部機関の助言を仰ぎながら事業存続の可能性を慎重に判断し、存続可能との判断に至った場合は、経営者遺族からの施設買取資金及び運転資金について対応してまいります。

オ．担保又は保証に過度に依存しない融資の促進等

（A）動産担保融資への取組み

ＡＢＬ（Asset Based Lending）については、中小規模事業者の資金繰り円滑化に資するものであるとの認識から積極的に取組んでおり、平成２０年度において、初の実績を上げることができました。今後も、本部主導により推進してまいります。

具体的には以下の方策に取組んでまいります。

ａ．動産登記制度を活用したＡＢＬ

短期的な処分が見込まれない製品や商品などの在庫や、仕掛品を集合動産として譲渡登記することで、お客様のビジネスにマッチした安定的な資金枠を設定してまいります。なお、資金枠は設定後の定期的なモニタリング評価に基づき、柔軟に見直してまいります。

ｂ．リース会社と提携しての機械設備担保融資

機械設備等の動産に関する適正な評価、及び担保処分のノウハウを有するリース会社と提携を行い、動産機械設備及び車輌を担保とする見返りとしてリース会社の保証を取り付ける融資に取組んでまいります。

ｃ．ＡＢＬを活用しての農業分野支援

ワイン、果樹や高原野菜、畜産などブランド化が進む地域農業の更なる活性化に向けての支援策として、生産業者に対し、売掛債権に譲渡担保を設定することで運転資金を融資してまいります。また、日本政策金融公庫等と業務協力に関する締結を行い、生産業者の事業発展に向けての経営支援活動に取組むとともに、産物に対しての譲渡担保設定のスキームの開発に取組んでまいります。

ｄ．地域医療機関を対象とした債権譲渡担保

医師や看護士の不足から病床を有する病院の一部診療科目見直しや、診療時間の短縮が取りざたされています。加えて、高齢化の進展に伴い地域の小規模医療機関への期待はこれまでになく高まっています。当組合は、医療関係者を対象として業務を行っている業域信用組合に指導を仰ぎ、**診療報酬を債権譲渡担保とする形で設備資金に関する資金需要にお応えするスキームの構築に取組んでまいります。**

（B）ビジネスローンの推進

中小規模事業者に対しては、平成２０年度に発売した無担保・第三者保証不要のビジネスローン（事業性資金）を積極的に販売しております。ビジネスローンは販売実績が順調に上がっていることに加え、貸金業法改正により中小規模事業者、とりわけ個人事業者の資金繰りが一層悪化することが予想されるなかにあっては、より需要が高まると思われることから、平成２１年度はさらに推進に注力すべく、営業担当者を対象とした推進研修会を開催し、**これまで以上に資金需要に対してタイムリーかつスピーディーにお応えしてまいります。**

（C）信用保証協会保証付融資の推進

山梨県中小企業団体中央会や山梨県内の商工会議所・商工会との連携を強化し、**商工会議所・商工会と山梨県信用保証協会及び金融機関の提携商品である短期審査（３日以内）型商品「スイフト５００」や信用保証協会を活用した、低金利の各種制度融資の推進も併**

せて取組んでまいります。信用保証協会保証付融資推進の強化に向け、平成２１年８月より、山梨県信用保証協会へ職員を出向派遣するするとともに、同協会職員による職員向け研修会を実施しております。

【　保証会社付ビジネスローン推進計画　】

（単位　：　百万円）

	21/3 期 実績	22/3 期 計画	23/3 期 計画	24/3 期 計画
ビジネスローン実行額（期中）	593	350	450	550
ビジネスローン残高（末残）	522	650	850	1,100
年間純増額	－	128	200	250

（注）ビジネスローンは平成 20 年 7 月 22 日発売。

【 山梨県信用保証協会保証状況（平成２１年６月末現在）　】

（単位　：　件、%、百万円）

	件数	シェア	金額	シェア
当　組　合	2,484	10.56	14,069	7.32
都留信用組合	2,658	11.30	19,531	10.16
甲府信用金庫	3,451	14.68	26,250	13.66
山梨信用金庫	3,477	14.79	24,141	12.56
山梨中央銀行	10,734	45.65	89,856	46.76
その他	711	3.02	18,315	9.54
合　　計	23,515	100.00	192,162	100.00

※　出所　「金融機関母店別保証状況表（A）」・・・・・・山梨県信用保証協会

【　信用保証協会保証付融資推進計画　】

（単位　：　百万円）

	20/3 期 実績	21/3 期 実績	22/3 期 計画	23/3 期 計画	24/3 期 計画
保証協会付融資実行額（期中）	4,051	6,552	9,500	4,800	5,500
保証協会付融資残高（末残）	11,422	13,895	18,050	19,500	21,000
年間純増額	－	2,473	4,155	1,450	1,500

カ．経営改善支援

地域協同組織金融機関の責務として、当組合は経営改善の可能性が高いと認められる取引先に対しては、きめ細かな経営改善支援及び事業再生支援を実施するなど、「地域社会との共生」の実現に努めております。

特に、１億円以上の要管理先以下の取引先につきましては、**「個社別取組方針」を策定・実行し、経営改善指導を徹底**しております。

また、平成２０年７月には、他金融機関から専門的なスキルを有する人材を招聘したうえで**中小規模事業者の経営改善支援及び事業再生支援を担う「企業支援部」を新設し、１０名体制で事業再生に取り組んでおります。**

キ．人材の育成（目利き力の強化）

整理回収機構から人材支援（５名）を得て、経営改善支援や融資管理のスキル向上を図ってまいります。

また、研修については、融資担当者及び役席者のスキルアップを目的に、全国信用組合中央協会や山梨県信用組合協会が主催する研修会に積極的に派遣を行っております。また、山梨県中小企業再生支援協議会等から講師を招いての融資担当者研修会の開催や毎月実施している融資担当者研修会などの**内部研修を通じ、企業分析力の向上など、目利き力を高める**とともに、業務の効率化、ひいては信用供与の円滑化に寄与するため、職員のレベルアップに努めております。今後は受講者のレベルに合わせた内部研修カリキュラムを構築することにより、計画的に融資担当職員の養成を図ってまいります。さらに、不動産担保や第三者保証以外の手法を用いての信用供与にも積極的に対応できるよう、新たに取組む業種におけるお客様の実態把握と事業計画の実現可能性を精査するための目利き力の育成にも取組んでまいります。

【　経営改善等支援取組み推移　】

（単位　：　先、%）

	18/3 期 実績	19/3 期 実績	20/3 期 実績	21/3 期 実績	21/9 期 計画
経営改善等支援取組先数	182	203	74	143	182
創業・新事業開拓支援先	3	3	4	4	2
経営相談先	0	0	0	127	160
早期事業再生支援先	179	200	70	11	16
事業承継支援先	0	0	0	0	3
担保･保証に過度に依存しない融資推進先	0	0	0	1	1
期初債務者数	8,294	7,779	7,371	6,984	6,529
支援取組率	2.19	2.60	1.00	2.04	2.78

	22/3 期 計画	22/9 期 計画	23/3 期 計画	23/9 期 計画	24/3 期 計画
経営改善等支援取組先数	194	195	199	200	204
創業・新事業開拓支援先	4	3	5	4	6
経営相談先	164	165	166	166	168
早期事業再生支援先	22	22	22	24	24
事業承継支援先	3	3	4	4	4
担保･保証に過度に依存しない融資推進先	1	2	2	2	2
期初債務者数	6,529	6,560	6,560	6,600	6,600
支援取組率	2.97	2.97	3.03	3.03	3.09

（注）・期初債務者数とは、「日本標準産業分類」の大分類に準じた業種別区分に基づく「地方公共団体」「雇用・能力開発機構等」「個人（住宅・消費・納税資金等）」を総債務者数から除いた数といたします。

・平成２０年７月企業支援部設置以降における「経営改善支援取組先」とは以下の取組み先といたします。

（１）創業・新事業開拓支援先

信用保証協会保証付「起業家支援融資」を取扱った先、新事業展開をサポートする先

（２）経営相談先

経営改善指導に係る助言等を継続的に行っている先

（３）早期事業再生支援先

経営改善計画の策定を支援し継続してフォローしている先、中小企業再生支援協議会と連携して事業再生を継続して支援している先

（４）事業承継支援先

事業承継に係る相談に対し相談等を行った先

（５）担保・保証に過度に依存しない融資促進先

資金繰りの円滑化に向け ABL 手法の活用を行った先

（３）主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

ア．経営改善支援及び早期事業再生支援態勢の強化

地域協同組織金融機関の責務として、当組合は経営改善の可能性が高いと認められる取引先に対しては、きめ細かな経営改善支援及び早期事業再生支援を実施するなど、“地域社会との共生”の実現に努めております。平成２０年７月には、他金融機関から専門的なスキルを有する人材を招聘したうえで中小規模事業者の経営改善支援及び早期事業再生支援を担う「企業支援部」を新設し、１０名体制で事業再生に積極的に取組んでおります。

また、支援先への同行訪問等を通じて企業支援部職員並びに営業店担当者のスキル向上に取組んでおります。今後は、企業支援部による経営改善支援及び早期事業再生支援に加え、「総合相談センター（仮称）」の設置により営業店サポート態勢が強化されることから、経営改善支援に取組む先数について下記のとおり目標を定め、これまで以上に多面的な経営改善支援に取組んでまいります。

イ．経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策

景気の低迷が長期化するなか、中小規模事業者が抱える経営の問題はこれまで以上に深刻であり、改善に向けての支援ニーズは確実に高まっているものと認識しております。

当組合は、経営改善支援が必要と考えられるお客様の選定を幅広く行い、相談については、必要に応じて外部機関や外部専門家の指導を仰ぎつつ、営業店と本部が一体となって解決に資するサポートの提供に取組んでおります。引き続き、資産売却、経費節減、財務内容改善をはじめとする経営改革や改善計画についての提案・助言等の支援に加え、新たに設置する「総合相談センター（仮称）」を通じての、ビジネスマッチングによる販路拡大支援等にも積極的に取組んでまいります。

具体的には、以下の方策に取組んでまいります。

ａ．経営改善支援への取組み

中小規模事業者からのより専門的な経営改善相談にも即応できるよう、本部が窓口となって、中小企業再生支援協議会利用に関する仲介、経営改善計画の策定支援、経営改善に向けてのコンサルタント業務、外部コンサルタントの斡旋、及びＡＢＬ（資産担保貸出、所有動産・流動資産を活用した融資）の活用相談に応じてまいります。支援に当たっては、営業店担当者を交えてお客様と面談を行い、三者間での協調関係を構築するとともに、営業店担当者のスキルアップも併せて図ってまいります。

また今後は、支援先へ貸借対照表・損益計算書の分析資料をフィードバックし、収益増強・財務内容の改善策のポイントを提供する企業診断サービスを実施してまいります。

ｂ．早期経営改善支援活動の実現に向けての取組み

業況悪化が懸念されるお客様に対しては営業店担当者が往訪して実態及び問題点を把握し、本部と一体となって経営改善支援活動に取組んでおります。しかしながら、当組合においては年次における資産自己査定しか行っていないことから、業況悪化初期における対応が十分とは言い難い状況にあると認識しております。今後は月次にて自己査定が実施でき、お客様の状況変化に対し早期に経営改善支援活動が行える体制を整備することを目的として、自己査定システムの導入を検討し、本経営強化計画の終期までにシステム導入計

画を策定いたします。

ｃ．「地域力連携拠点事業」への取組み

山梨県中小企業団体中央会と提携し、取引先向けの情報提供や経営指導員の派遣、経営革新計画策定時の助言・金融支援などを行っております。引き続き、融資営業係（仮称）を中心とした営業活動を通じてお客様のニーズの把握に努め、適時適切なサポートの提供に取組んでまいります。

ｄ．中小規模事業者向け経営セミナーの開催

中小企業基盤整備機構等と連携し、外部専門家（公認会計士、税理士、中小企業診断士等）によるセミナーを開催しております。今後は、これまで以上に多頻度開催するとともに、中小企業診断士を招致しての巡回経営相談会を開催してまいります。

ｅ．「風林火山ビジネスネット」の利用推奨

ネット上の仮想工業団地として、地域の商工会議所・商工会が開始した「風林火山ビジネスネット」に当組合が参入したことにより、当組合取引先がインターネットを利用して広域的な販路拡大や受注機会の増大に成功するなど、経営活性化支援の一助となっております。今後は、当組合から活用を積極的に働きかける「『風林火山ビジネスネット』ご紹介運動(仮称)」を実施し、同ネットを通じてのビジネスチャンス拡大に取組んでまいります。

ウ．成長が見込める分野を通じての地域活性化に資する取組み

長引く不況下にあっても農業、医療介護、環境等は市場拡大が大いに期待される分野であり、地域経済の活性化に資するものであるとの認識から、積極的に取組んでまいります。今後は、「総合相談センター（仮称）」を窓口として、各分野の関係機関等との提携を進め、ニーズに応じた商品開発や、需要の掘起しを実現するための外部講師招聘による職員向け研修会、及びお客様への情報提供を目的とした各種セミナーを開催してまいります。

具体的には、以下の方策に取組んでまいります。

ａ．農業分野における推進方策

山梨県の平成１９年度農業産出額割合は全体の６割強を果実が占め、「ぶどう」「もも」「すもも」は日本一の収穫量となっています。また、長野県南佐久郡川上村は、平成１６年農林水産統計の市町村単位におけるレタス収穫量において全国一となるなど、何れも一大ブランドとして広く認知されています。地域資源であり、食の安全への関心の高まりから今後の成長が期待される農業分野への信用供与の充実に向け、農業信用基金協会の債務保証を活用し、農業者に対する制度資金（農業近代化資金等）の推進に取組むほか、ニーズに応じて売掛債権に譲渡担保を設定することで運転資金を融資してまいります。

ｂ．医療介護分野における推進方策

当組合の主たる営業地域である山梨県は高齢化が急速に進展していることや病床保有病院の減少等から、在宅医療・介護に関する施設やサービスに対する需要が高まりつつあります。今後においても、特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・デイサービスセンター、老人短期入所施設等の増加は十分に見込めることから、医療福祉事業者や関連事業者への資金供給が円滑に行える態勢を構築する必要性があると認識しております。

「総合相談センター（仮称）」は医療介護に関する融資が円滑に行えるよう、医療関係者を対象として業務を行っている業域信用組合の指導を仰ぐほか、介護分野への取組みに関

する先進金融機関等への研修派遣等を通じて早急に人材を育成し、積極的に資金供与に取組んでまいります。なお、資金供与の手法としては診療報酬を債権譲渡担保とする形での対応にも取組んでまいります。

ｃ．環境分野における推進方策

環境問題に対する世間の関心の高まりから、中小規模の事業者に対しても事業活動で生じる大気の汚染、悪臭等公害の発生を防止するための取組みが求められつつあります。

環境問題に取組むことは、経営理念に掲げる「地域社会の健全な発展と持続に貢献」の精神に繋がることから、当組合が企業市民として担うべき責任のひとつであると認識しております。

「総合相談センター（仮称）」は、営業店長や融資営業係（仮称）が、事業活動で生じる大気の汚染・水質の汚濁・騒音等の公害を防止するための設備整備や、低排出ガス車に認定された自動車の導入、産業廃棄物を処理するための施設整備等に関する設備資金需要に対して信用保証協会保証付環境対策融資の提案が行えるよう指導してまいります。

なお、当組合は県土の８割弱が森林原野である山梨県を主たる営業地域としていることから、山梨県及び独立行政法人農林漁業信用基金と連携し、都道府県知事の認定を受けた林業者・木材産業者の安定的経営の実現を通じて、環境保護に取組んでおります。

６．全信組連による優先出資の引受に係る事項

（１）内容、払込金額の総額、発行口数、１口当たり払込金額、発行の方法及び資本計上額

１．種類	社債型非累積的永久優先出資
２．申込期日（払込日）	平成２１年９月３０日（水）
３．発行価額 非資本組入額	１口につき２０，０００円（額面金額１口１，０００円） １口につき１０，０００円
４．発行総額	４５，０００百万円
５．発行口数	２，２５０，０００口
６．配当率	ＴＩＢＯＲ＋１．５４％（発行価額に対する配当率）
７．累積条項	非累積的
８．参加条項	非参加
９．残余財産の分配	次に掲げる順序により残余財産の分配を行う ①　優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。 ②　優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。）。 ③　①及び②の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済みの普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。 ④　残余財産の額が①、②により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

（２）金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方法

ア．必要資本額の根拠

平成２１年３月期の自己資本比率は４．０６％と、健全性の面での懸念はないものと認識しております。

しかしながら、当組合の主たる営業地域である山梨県は長引く景気低迷により、主要な取引先である中小規模事業者においても業績の悪化が顕著であり、更なる信用リスクの拡大が懸念されることから、不良債権の予防的な引当が必要です。また、当組合では、これまでに中小規模事業者の業況の悪化への対応から、繰越欠損金が生じております。

今般、全信組連は、当組合の金融機能強化に向け抜本的な対応として、不良債権の予防的な引当を実施するとともに繰越欠損金を一掃することで当組合の強固な財務基盤の構築を図るための額として、この４５０億円の優先出資の引受を行い、全信組連は、国から財源面の支援を受けるため、同額の信託受益権の買い取りを申請するものです。

【　自己資本比率の推移　】

（単位　：　%）

	21/3 期 実績	22/3 期 計画	23/3 期 計画	24/3 期 計画
自己資本比率	4.06	16.39	16.42	16.48

イ．当該自己資本の活用方針

今般、全信組連が当組合の優先出資を引き受けるにあたり、金融機能強化法第４章に基づく公的資金を活用することから、当組合は同法に基づく支援をいただくことになり、これにつきましては、金融仲介機能の発揮による中小規模事業者に対する信用供与の維持・拡大と、各種サービスの向上に持続的に取組むことに活用してまいります。

７．剰余金の処分の方針

（１）基本的な考え方

当組合は、地域協同組織金融機関として、取引先及び優先出資者の皆様から出資金をお預かりして金融事業を行い、利益剰余金の中から配当金をお支払いしております。

今般、全信組連が当組合の優先出資を引き受けるにあたり、金融機能強化法第４章に基づく公的資金を活用することから、当組合は、同法に基づく支援をいただいたことになり、このことを踏まえ、今後、本経営強化計画の実践による収益力強化と業務の効率化を進め、内部留保の蓄積による優先出資の早期返済を目指すとともに、平成２３年３月期決算においては優先配当を行い、以降、安定した配当を維持していく方針でありますが、平成２２年３月期決算におきましては協同組織金融機関の法令・会計上の規定により無配とさせていただきます。

なお、役員に対する賞与につきましては、今後も期限を定めず当面の間支給は行いません。

（２）財源確保の方針

当組合は、本経営強化計画の着実な遂行による収益力の強化と業務の効率化を進め、安定した利益を確保することにより、全信組連が引き受けた優先出資の早期返済を目指してまいります。

本経営強化計画においては、内部留保の蓄積を基本とし、平成２４年３月期からは、利益の積み上がりに応じて一定の普通配当を実施することを計画しております。

本経営強化計画の基本戦略である、営業態勢の強化による貸出の増強、信用コスト削減のための取組強化、ローコスト体制への移行等に基づく施策により利益の積み上げを見込みます。

この施策の実行に当たっては、全信組連の企画・斡旋により、他金融機関等から地域金融の営業現場の指導に長けた人材を早期に相当数(１０～２０名)招致することで営業力の強化を図ること等、全信組連から最大限のサポートを得て、コア業務純益を着実に積み上げてまいります。

このことから、平成４５年３月末には４５０億円を超える利益剰余金の積み上がりを見込んでおります。今後、優先出資の早期返済に向けた剰余金の積み上げを実現していく所存であります。

【　利益剰余金の推移　】

（単位　：　億円）

	21/3 期 実績	22/3 期 計画	23/3 期 計画	24/3 期 計画	25/3 期 計画	26/3 期 計画
当　期　純　利　益	▲49	▲85	15	15	19	20
利　益　剰　余　金	▲138	▲224	15	19	25	33
その他利益剰余金	▲138	▲224	15	16	20	25
優先出資消却積立金	—	—	—	0	1	5

	27/3 期 計画	28/3 期 計画	29/3 期 計画	30/3 期 計画	31/3 期 計画	32/3 期 計画
当　期　純　利　益	23	25	29	32	33	37
利　益　剰　余　金	44	56	72	91	111	135
その他利益剰余金	33	43	57	72	89	110
優先出資消却積立金	10	18	27	40	56	73

	33/3 期 計画	34/3 期 計画	35/3 期 計画	36/3 期 計画	37/3 期 計画	38/3 期 計画
当　期　純　利　益	38	39	40	42	43	45
利　益　剰　余　金	160	185	212	240	270	301
その他利益剰余金	131	153	175	199	225	252
優先出資消却積立金	92	113	135	157	181	206

	39/3 期 計画	40/3 期 計画	41/3 期 計画	42/3 期 計画	43/3 期 計画	44/3 期 計画
当　期　純　利　益	47	49	50	52	54	56
利　益　剰　余　金	334	369	406	445	486	529
その他利益剰余金	280	311	343	376	412	449
優先出資消却積立金	233	262	292	323	357	392

	45/3 期 計画
当　期　純　利　益	59
利　益　剰　余　金	573
その他利益剰余金	488
優先出資消却積立金	429

８．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（１）経営管理に係る体制

ア．内部統制基本方針

当組合は、平成２０年６月に他金融機関から理事長、専務理事、常務理事を招聘し、新経営陣のもと経営の透明性の向上を図り適切な経営管理態勢を確保しております。また、理事会は「内部統制基本方針」のほか、これに基づく「法令等遵守基本規程」、「顧客保護等管理方針」及び「リスク管理方針」を制定し、その重要性をあらゆる機会を通じて全役職員に対して周知徹底することにより、適切な業務運営の確保に努めております。

イ．内部監査体制

理事会は「内部監査基本方針」を制定するとともに、内部監査部署である監査部を理事会直轄の組織として、その独立性を確保しております。監査部は、当方針に基づく監査を通じて、各部店における内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の有効性を評価し、問題点の発見・指導にとどまらず、問題点の改善方法の提言を行っております。

（２）各種のリスク管理の状況

各種リスク全般を管理する「ＡＬＭ委員会」の組織体制、信用リスク管理、市場リスク管理については、「第４．（２）リスク管理の体制の強化のための方策」に記載のとおりです。

そのほかのリスクとして、流動性リスク管理及びオペレーショナル・リスク管理は次のとおりです。

ア．流動性リスク管理

（A）流動性リスク管理態勢

当組合は、直面する流動性リスクを適切に管理するための方針・規程を制定し、日次、週次、月次で資金の動きをモニタリングする体制としております。資金面で重大な動きがある場合は速やかに担当理事を通じて理事長へ報告するなど、迅速な対応をとることで資金繰りの安定に努めております。

（B）運用方針

預金流出を想定しての流動性確保を最優先とした資金運用とすることにより、流動性危機時の対応を強化してまいります。

イ．オペレーショナル・リスク管理

（A）オペレーショナル・リスク管理態勢

当組合は、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の重要性に鑑み、受動的に発生す

る事務・システム・法務などの各種リスクに分類し、各種リスクの特性や統制の有効性などに応じた個別の管理を行っていくことにより、全体のリスク管理の適正性を確保しながら、当該リスクの発生防止と発生時における想定損失額を極小化することで、お客様からの信用・信頼を高め、経営の維持・安定を図っております。

具体的には、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスクに特定し、各リスクについて、所管部署を定めております。所管部署は、各種方針、規程、マニュアルを遵守させる取組を強化しており、リスクの極小化及びリスクの顕在化の未然防止に努めております。

なお、オペレーショナル・リスクの定量的な評価は、自己資本比率算出上の基礎的手法を採用しております。

（B）事務リスクの極小化に向けての取組み

事務リスクの顕在化未然防止における対応として、全ての事務ミスに関して発生原因の分析を行い、常勤理事会へ定期的に報告するとともに、全部店に周知することにより、類似事案の再発防止と注意喚起を行っております。

地元からの支援

当組合の主たる営業地域である山梨県は今後も厳しい経済状況が続くことが予想され、主要な取引先である中小企業者においても業績の好転は相当の時間を要する状況です。

こうしたことから、県内における中小企業者から当組合が期待されている役割は極めて重大であり、その期待に応えるため、なお一層の努力が必要であると認識しております。

こうした中、資本の健全性を確保し、県内の中小企業向け貸出の増強等を行っていくためには、予防的に自己資本の増強が必要と判断し、全信組連に優先出資を引き受けていただき国から金融機能強化法に基づく財源面の支援をいただくことになりました。

当組合は、山梨県に対しまして支援の要請を行い、山梨県からは当組合の財務基盤の強化が県内における中小企業に対する安定的かつ円滑な資金供給及び県民生活の安定・向上に資するものであるとの観点から、中小企業者への資金供給の円滑化を目的とした預託金の増額等の地元支援を行うとの回答を得ております。

また、山梨中央銀行に対しましても、支援の要請を行い、業務支援（顧客サービスの向上を目的としたＡＴＭの開放）及び人材育成支援（当組合職員のレベルアップを目的とした内部研修会（マナー研修、融資研修等）への講師派遣）について、前向きに検討するとの回答を得ております。

今後とも県、地元銀行等との連携を強化していく方針です。

経営強化のための計画の前提条件

（１）前提となる景気環境

原材料高騰に伴う企業収益の悪化や世界的な景気後退の影響から平成２０年度におけるわが国の景気は大幅な落ち込みを見せました。日銀発表の企業短期観測調査によると、一部に改善の兆しが現れつつあるものの、依然として産業全体においては本格的な景気回復には至っておりません。

当組合の主たる営業地区である山梨県においても、電子部品や輸送機械関係の生産活動については持ち直しの動きが見られるものの、全産業を通じては改善の兆しがなく、また個人消費においても、景気対策の影響から普通車や小型車の販売に下げ止まりの兆しが現れつつあるものの、依然として厳しい雇用情勢から弱まったままであり、景気の下げ止まり、本格的な景気の回復には相当の時間を要するものと認識しております。

（２）金　利

先行きの見通しについては、不確定要因が多いため、本経営強化計画策定時点における直近金利を横ばいとしております。

（３）株　価

先行きの見通しについては、不確定要因が多いため保守的な見通し（９，０００円）としております。

（４）為　替

先行きの見通しについては、不確定要因が多いため、本経営強化計画策定時点における直近月末相場を横ばいとしております。

【　前提条件　】

（単位　：　%、円）

		21/3 月末 実　績	21/7 月末 実　績	22/3 月末 予　想	23/3 月末 予　想	24/3 月末 予　想
金利	無担保コールO/N　(%)	0.088	0.105	0.105	0.105	0.105
	１０年国債利回り　(%)	1.335	1.410	1.410	1.410	1.410
	円金利スワップレート（５年物）　(%)	0.970	0.910	0.910	0.910	0.910
日経平均株価　(円)		8,109	10,356	9,000	9,000	9,000
為替相場（円/米ドル）　(円)		98 円 96 銭	95 円 60 銭	95 円 60 銭	95 円 60 銭	95 円 60 銭

以　　上

内閣府令第71条第1項第2号に掲げる書類

○　最終の貸借対照表等および剰余金処分計算書または損失金処理計算書、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産および損益の状況を知ることのできる書類

第５６　期（平成　２１年　３　月　３１日現在）貸借対照表

平成 21 年 4 月 27 日 作成
平成 21 年 6 月 11 日 備付

住　　所　山梨県甲府市相生一丁目２番３４号
信用組合名　山梨県民信用組合
理事長　坂井俊次

科目	金額
（資産の部）	
現金	11,143,625 千円
預け金	77,498,183
全信組連短期資金	－
買入手形	－
コールローン	－
買現先勘定	－
債券貸借取引支払保証金	－
買入金銭債権	－
金銭の信託	－
商品有価証券	－
商品国債	－
商品地方債	－
商品政府保証債	－
その他の商品有価証券	－
有価証券	41,067,553
国債	9,173,641
地方債	7,426,634
短期社債	－
社債	15,757,474
株式	553,213
その他の証券	8,156,589
貸出金	322,775,201
割引手形	2,228,724
手形貸付	63,340,397
証書貸付	248,346,018
当座貸越	8,860,061
外国為替	－
外国他店預け	－
外国他店貸	－
買入外国為替	－
取立外国為替	－
その他資産	5,433,998
未決済為替貸	23,009
全信組連出資金	1,555,000
前払費用	673
未収収益	1,546,904
先物取引差入証拠金	
先物取引差金勘定	－
保管有価証券等	－
金融派生商品	－
その他の資産	2,308,410
有形固定資産	10,695,953
建物	2,925,521
土地	6,070,161
リース資産	－
建設仮勘定	－
その他の有形固定資産	1,700,270
無形固定資産	63,154
ソフトウェア	－
のれん	－
リース資産	－
その他の無形固定資産	63,154
繰延税金資産	1,051,085
再評価に係る繰延税金資産	－
債務保証見返	5,579,418
貸倒引当金	▲ 23,804,808
（うち個別貸倒引当金）	（▲ 19,354,664）
その他の引当金	▲ 1,000
資産の部合計	451,502,365

科目	金額
（負債の部）	
預金積金	421,947,925 千円
当座預金	2,738,786
普通預金	111,728,230
貯蓄預金	247,363
通知預金	3,010,103
定期預金	274,293,586
定期積金	29,006,689
その他の預金	923,165
譲渡性預金	－
借用金	12,000,000
借入金	－
当座借越	12,000,000
再割引手形	－
売渡手形	－
コールマネー	－
売現先勘定	－
債券貸借取引受入担保金	－
コマーシャル・ペーパー	－
外国為替	－
外国他店預り	－
外国他店借	－
売渡外国為替	－
未払外国為替	－
その他負債	1,561,069
未決済為替借	76,875
未払費用	664,793
給付補てん備金	53,422
未払法人税等	30,238
前受収益	189,395
払戻未済金	182,534
職員預り金	255,305
先物取引受入証拠金	－
先物取引差金勘定	－
借入商品債券	－
借入有価証券	－
売付商品債券	－
売付債券	－
金融派生商品	－
リース債務	－
その他の負債	108,505
賞与引当金	71,615
役員賞与引当金	－
退職給付引当金	963,449
特別法上の引当金	－
金融商品取引責任準備金	－
繰延税金負債	－
再評価に係る繰延税金負債	320,413
債務保証	5,579,418
負債の部合計	442,443,891
（純資産の部）	
出資金	22,793,992
普通出資金	16,393,992
優先出資金	6,400,000
優先出資申込証拠金	－
資本剰余金	－
資本準備金	－
その他資本剰余金	－
利益剰余金	▲ 13,888,816
利益準備金	－
その他利益剰余金	▲ 13,888,816
特別積立金	－
（……）	（－）
当期未処理損失金	13,888,816
自己優先出資	－
自己優先出資申込証拠金	－
組合員勘定合計	8,905,175
その他有価証券評価差額金	▲ 408,232
繰延ヘッジ損益	－
土地再評価差額金	561,531
評価・換算差額等合計	153,298
純資産の部合計	9,058,474
負債及び純資産の部合計	451,502,365

貸借対照表の注記事項

（注）１．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

２．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により貸借対照表に計上しております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

３．土地の再評価に関する法律（平成１０年法律第３４号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
　ただし、旧甲府中央信用組合、旧谷村信用組合は、土地の再評価に関する法律（平成１０年法律第３４号）に基づく、事業用の土地の再評価は行っておりません。

（１）旧美駒信用組合の土地の再評価

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	505百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	864百万円

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

　土地の再評価に関する法律施行令（平成１０年政令第１１９号）第２条第３号に定める固定資産課税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出し再評価を行いました。なお、同法律第１０条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額は▲５０３百万円であります。

（２）旧やまなみ信用組合の土地の再評価

再評価を行った年月日	平成11年3月25日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	576百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	1,147百万円

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

　土地の所在地により次のいずれかの方法により評価額を算出しております。
　土地の再評価に関する法律施行令（平成１０年政令第１１９号）第２条第３号(固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法)又は第２条第４号（地価税の課税対象価格（路線価）に合理的な調整を行って算定する方法）による。

　同法第１０条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額
▲６６１百万円

４．有形固定資産の減価償却は、定率法〔ただし、平成１０年４月１日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法〕を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物	１５年	～	５０年
動　産	３年	～	２０年

５．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

６．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は５１，９９５百万円であります。

７．賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に属する額を計上しております。

８．退職給付引当金は、自己都合退職による期末要支給額に相当する額を引き当てております。

また、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度における当組合の年金資産は９，７８３百万円となっております。

９．消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

１０．理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
４１百万円

１１．理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額
２７百万円

１２．有形固定資産の減価償却累計額　　８，２８４百万円

１３．貸出金のうち、破綻先債権額は１５，５３０百万円、延滞債権額は６３，５７０百万円であります。
　なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和４０年政令第９７号）第９６条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
　また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

１４．貸出金のうち、３か月以上延滞債権額は１，４６７百万円であります。
　なお、３か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から３か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

１５．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は５，７８８百万円であります。
　なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３か月以上延滞債権に該当しないものであります。

１６．破綻先債権額、延滞債権額、３か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は８６，３５６百万円であります。
　なお、１３．から１６．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

１７．貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等についてリース契約により使用しています。

１８．手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は２，２２８百万円であります。

１９．担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	４０，０００百万円
	有価証券	－百万円
担保資産に対応する債務	借用金	１２，０００百万円

　上記のほか、公金取扱いのため６３百万円、為替取引のため１０，０００百万円を担保として提供しております。

２０．出資１口当たりの純資産額　　▲228円22銭

２１．有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下、２５まで同様であります。

（１）売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

（２）満期保有目的の債券で時価のあるもの（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額		
				うち益	うち損
国債	3,914	3,968	54	54	0
地方債	2,061	2,089	27	27	0
社債	5,804	5,716	▲ 87	36	124
その他	4,300	3,464	▲ 835	2	838
合計	16,079	15,239	▲ 840	121	962

（注）１．時価は当該事業年度末における市場価格等に基づいております。
２．「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（３）子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

（４）その他有価証券で時価のあるもの（単位：百万円）

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額		
				うち益	うち損
株式	324	308	▲ 16	22	38
債券	20,684	20,577	▲ 106	223	330
国債	5,298	5,259	▲ 39	74	114
地方債	5,288	5,365	76	76	0
社債	10,096	9,953	▲ 143	72	215
その他	4,141	3,856	▲ 285	5	290
合計	25,150	24,742	▲ 408	251	659

なお、上記の評価差額▲４０８百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

（注）１．貸借対照表計上額は、株式について当該事業年度末前１ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当該事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

２．「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

３．その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当該事業年度の損失として減損処理しております。当該事業年度における減損処理額は、８９７百万円（うち株式２１１百万円、証券投資信託６８６百万円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、有価証券の当該事業年度末の価額がその時の帳簿価額のおおむね５０％相当額を下回ることになり、かつ、近い将来にその価額の回復が見込まれないことであります。

２２．当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

２３．当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
０百万円	０百万円	０百万円

２４．時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内　　容	貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式 （店頭売買取引を除く）	２４５百万円

２５．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債　　券	1,200	18,480	11,565	1,111
国　　債	300	4,920	2,840	1,111
地方債	－	3,770	3,655	－
社　　債	899	9,788	5,068	－
その他	－	1,296	1,001	4,000
合　　計	1,200	19,777	12,566	5,111

２６．金銭の信託の取扱いはありません。

２７．消費貸借契約、使用貸借及び賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。

２８．その他資産中、ゴルフ会員権は時価を除き全額引当をしてあります。

２９．当座貸越契約及び貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、３０，０７０百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化､債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

３０．繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度額超過額	388	百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	74	
未収利息有税	558	
その他	31	
繰延税金資産合計	1,051	
繰延税金負債	－	
固定資産圧縮積立額	－	
その他	－	
繰延税金負債合計	－	
繰延税金資産の純額	1,051	百万円

第５６期　［平成２０年４月１日から 平成２１年３月３１日まで］　損益計算書

平成 21 年 4 月 27 日 作成
平成 21 年 6 月 11 日 備付

住所 山梨県甲府市相生一丁目２番３４号
信用組合名 山梨県民信用組合
理事（組合）長 坂井俊次

科目	金額	
経常収益		**10,115,545 千円**
資金運用収益	9,542,069	
貸出金利息	8,114,212	
預け金利息	801,101	
全信組連短期資金利息	–	
買入手形利息	–	
コールローン利息	–	
買現先利息	–	
債券貸借取引受入利息	–	
有価証券利息配当金	557,905	
金利スワップ受入利息	–	
その他の受入利息	68,851	
役務取引等収益	514,592	
受入為替手数料	245,790	
その他の役務収益	268,802	
その他業務収益	29,020	
外国為替売買益	–	
商品有価証券売買益	–	
国債等債券売却益	–	
国債等債券償還益	96	
金融派生商品収益	–	
その他の業務収益	28,924	
その他経常収益	29,862	
株式等売却益	–	
金銭の信託運用益	–	
その他の経常収益	29,862	
経常費用		**14,976,367**
資金調達費用	1,294,122	
預金利息	1,222,801	
給付補てん備金繰入額	42,195	
譲渡性預金利息	–	
借用金利息	27,795	
売渡手形利息	–	
コールマネー利息	–	
売現先利息	–	
債券貸借取引支払利息	–	
マーシャル・ペーパー利息	–	
金利スワップ支払利息	–	
その他の支払利息	1,328	
役務取引等費用	761,352	
支払為替手数料	84,880	
その他の役務費用	676,472	
その他業務費用	687,599	
外国為替売買損	–	
商品有価証券売買損	–	
国債等債券売却損	–	
国債等債券償還損	–	
国債等債券償却	686,327	
金融派生商品費用	–	
その他の業務費用	1,271	
経費	5,866,947	
人件費	3,600,894	
物件費	2,154,901	
税金	111,151	
その他経常費用	6,366,346	
貸倒引当金繰入額	4,397,890	
貸出金償却	1,603,246	
株式等売却損	–	
株式等償却	211,424	
金銭の信託運用損	–	
その他資産償却	11,190	
その他の経常費用	142,594	
経常損失		**4,860,822**
特別利益		**811,362**
固定資産処分益	4,425	
貸倒引当金戻入益	–	
償却債権取立益	805,977	
金融商品取引責任準備金取崩額	–	
その他の特別利益	960	
特別損失		**647,369**
固定資産処分損	25,363	
減損損失	486,729	
金融商品取引責任準備金繰入額	–	
その他の特別損失	135,276	
税引前当期純損失		**4,696,828**
法人税、住民税及び事業税	**59,230**	
法人税等調整額	**179,966**	
法人税等合計		**239,197**
当期純損失		**4,936,026**
前期繰越金		**▲ 8,972,772**
土地再評価差額金取崩額		**19,981**
当期未処理損失金		**13,888,816**

損益計算書の注記事項

（注）１．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

２．出資１口当たりの当期純損失　　300円35銭

３．固定資産の減損に係る会計基準の適用に伴い、以下の資産について減損損失を計上しております。

地　域	主な用途	種　類	減損損失（千円）
甲府市内	遊休資産１０ヵ所	所有不動産	197,823
甲府市外	〃　２０ヵ所	〃	226,035
甲府市内	営業用店舗１ヵ所	事業用不動産	62,871
合　計			486,729

営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グルーピングの最小単位としております。本部、研修センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、遊休資産３０ヵ所（うち当年度廃止店舗５ヵ所）ならびに営業用店舗１ヵ所について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額４８６，７２９千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、原則として正味売却価額によっており、不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

なお、営業用店舗及び当年度廃止店舗については使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを２．００９％で割り引いて算定しております。

第　５６ 期（平成 ２０ 年　４ 月　１ 日 から　平成 ２１ 年　３ 月 ３１ 日 まで）損失処理

（単位：円）

科　　目	金　　額
当　期　未　処　理　損　失　金	13,888,816,484
これを次のとおり処理いたします。	
次　　期　　繰　　越　　金	▲ 13,888,816,484

【単体自己資本比率の状況】

平成21年3月31日

山梨県民信用組合

（単位：千円）

項　目	21 年 3 月 末	20 年 3 月 末	項　目	21 年 3 月 末	20 年 3 月 末
（自己資本）			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
出資金	22,793,992	22,833,428	告示第14条第１項第３号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	－	－
うち非累積的永久優先出資	6,400,000	6,400,000	告示第14条第１項第４号及び第５号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	－	－
優先出資申込証拠金	－	－	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	－	－
資本準備金	－	－	内部格付手法採用組合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	－	－
その他資本剰余金	－	－	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	－	－
利益準備金	－	－	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス（告示第223条を準用する場合を含む。）	－	－
特別積立金	－	－	控除項目不算入額（△）		
次期繰越金	△ 13,888,816	△ 8,972,772	（控除項目）計 (D)	0	0
その他	－	－	自己資本額 (C)-(D)　（Ｅ）	10,994,559	15,702,363
自己優先出資（△）	－	－			
自己優先出資申込証拠金	－	－	（リスク・アセット等）		
その他有価証券の評価差損（△）	－	412,160	資産（ｵﾝ・ﾊﾞﾗﾝｽ）項目	250,004,261	272,004,421
営業権相当額（△）	－	－	ｵﾌ・ﾊﾞﾗﾝｽ取引等項目	4,205,339	5,089,752
のれん相当額（△）	－	－	オペレーショナル・リスク相当額を８%で除して得た額	16,591,775	17,727,587
企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	－	－	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	－	－
証券化取引により増加した自己資本に相当する額（△）	－	－	リスクアセット等計　（Ｆ）	270,801,375	294,821,761
内部格付手法採用組合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	－	－			
〔基本的項目〕計（Ａ）	8,905,175	13,448,495			
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	396,875	411,232			
一般貸倒引当金	4,450,144	4,727,293			
内部格付手法採用組合において、適格引当金が期待損失額を上回る額					
負債性資本調達手段等					
告示第14条第１項第３号に掲げるもの			※補完的項目：一般貸倒引当金算入限度額 =(f)×0.625% 1,692,508		
告示第14条第１項第４号及び第５号に掲げるもの					
補完的項目不算入額（△）	2,757,635	2,884,656			
〔補完的項目〕計（Ｂ）	2,089,383	2,253,868	Ｔｉｅｒ１比率 (A/F)	03.28%	04.56%
自己資本総額(A)+(B)　（C）	10,994,559	15,702,363	自己資本比率 (E/F)	04.06%	05.32%

（注）１．本表には、協同組合による金融事業に関する法律第６条第１項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号。本表において「告示」という。）に基づき算出した数値を記載すること。

２．「単体自己資本比率」とは、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第１項第３号ロに規定する単体自己資本比率をいう。

３．「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。ただし、平成24年3月31日までの間は、平成20年金融庁告示79号に基づく特例に従い、当該金額の記載を要しない。なお、特例を考慮しない場合の金額は次のとおり。 408,232 千円

４．本表において各種「不算入額(△)」欄を含む項目については、当該項目の構成項目は算入制限・除外規定等適用前の金額（グロス）を記載する。

５．「企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

６．「内部格付手法採用組合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額」については、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る額が正の値である場合に限り、記載するものとする。

７．「内部格付手法採用組合において、適格引当金が期待損失額を上回る額」は、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額を記載するものとする。但し、告示第126条第1号に定める額の0.3%を限度とする。

８．補完的項目(B)には、自己資本総額(C)に算入した金額を記載するものとする。控除項目(D)には、不算入額(△)を除いた金額を記載するものとする。

９．補完的項目に算入できる一般貸倒引当金の額は、自己資本比率の算式の分母（内部格付手法採用組合にあっては、当該分母のうち「信用リスク・アセットの額の合計額」については、標準的手法を適用する部分につき当該手法により算出した額の合計額とする。）の0.625%を限度とする。

10．「告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの」については、累積的な減価後の計数であり、基本的項目の50%を超過している分を含む金額を記載するものとする。

11．土地の再評価に関する法律の規定に基づき再評価した対象資産の時価が再評価後の帳簿価額を下回っている場合、その額は、次のとおり。
1,165,637 千円

12．信用リスクに関する記載：（標準的手法採用組合＝１、基礎的内部格付手法採用組合＝２、先進的内部格付手法採用組合＝３）
1

13．オペレーショナル・リスクに関する記載：（基礎的手法を使用＝１、粗利益配分手法を使用＝２、先進的計測手法を使用＝３）
1

日　計　表（資産・負債及び純資産）

（平成２１年８月末）

山梨県民信用組合

（単位：円）

資産 科目	金額	負債及び純資産 科目	金額
現金	7,555,444,654	**預金積金**	416,970,234,036
現金	7,555,444,654	当座預金	2,875,143,116
（うち小切手・手形）	（28,325,677）	普通預金	112,305,273,625
外国通貨	0	貯蓄預金	237,193,226
金	0	通知預金	599,575
預け金	76,423,234,512	別段預金	826,431,440
預け金	76,423,234,512	納税準備預金	69,298,758
（うち全信組連預け金）	（72,979,771,171）	[小計]	[116,313,939,740]
譲渡性預け金	0	定期預金	273,842,078,531
全信組連短期資金	0	定期積金	26,814,215,765
買入手形	0	[小計]	[300,656,294,296]
コールローン	0	非居住者円預金	0
買現先勘定	0	外貨預金	0
債券貸借取引支払保証金	0	[小計]	[0]
買入金銭債権	0	**譲渡性預金**	0
金銭の信託	0	**借用金**	0
商品有価証券	0	借入金	0
商品国債	0	当座借越	0
商品地方債	0	再割引手形	0
商品政府保証債	0	**売渡手形**	0
その他の商品有価証券	0	**コールマネー**	0
有価証券	40,441,934,590	**売現先勘定**	0
国債	8,913,137,098	**債券貸借取引受入担保金**	0
地方債	7,350,270,254	**コマーシャル・ペーパー**	0
短期社債	0	**外国為替**	0
社債	15,401,304,540	外国他店預り	0
（公社公団債）	（7,702,076,590）	外国他店借	0
（金融債）	（1,099,932,741）	売渡外国為替	0
（その他社債）	（6,599,295,209）	未払外国為替	0
株式	546,362,214	**その他負債**	1,625,979,164
貸付信託	0	未決済為替借	73,757,041
投資信託	3,030,574,096	未払費用	664,793,763
外国証券	5,200,286,388	給付補てん備金	57,222,670
その他の証券	0	未払法人税等	13,665,600
貸出金	311,447,585,477	前受収益	0
（うち金融機関貸付金）	（1,000,000,000）	未払諸税	40,749,821
割引手形	1,637,232,164	未払配当金	18,131,383
手形貸付	58,324,754,291	払戻未済金	0
証書貸付	243,041,149,495	払戻未済持分	30,000
当座貸越	8,444,449,527	旧全国信組不動産未払割賦金	0
外国為替	0	厚生年金基金未払割賦金	0
外国他店預け	0	職員預り金	306,215,086
外国他店貸	0	先物取引受入証拠金	0
買入外国為替	0	先物取引差金勘定	0
取立外国為替	0	借入商品債券	0
その他資産	5,720,229,948	借入有価証券	0
未決済為替貸	23,845,569	売付商品債券	0
全信組連出資金	1,555,000,000	売付債券	0
商工中金出資金	0	金融派生商品	0
その他出資金	4,620,800	リース債務	0
前払費用	0	未払送金為替	0
未収収益	1,546,880,670	仮受金	16,791,818
先物取引差入証拠金	0	その他の負債	434,621,982
先物取引差金勘定	0	本支店勘定	0
保管有価証券等	0	**代理業務勘定**	9,536,990
金融派生商品	0	**賞与引当金**	71,615,362
仮払金	1,752,132,467	**役員賞与引当金**	0
その他の資産	837,750,442	**退職給付引当金**	0
本支店勘定	0	**役員退職慰労引当金**	0
有形固定資産	10,724,832,443	**その他の引当金**	0
建物	2,948,517,184	**特別法上の引当金**	0
土地	6,070,161,327	**繰延税金負債**	0
リース資産	0	**再評価に係る繰延税金負債**	320,413,826
建設仮勘定	0	**債務保証**	5,226,495,745
その他の有形固定資産	1,706,153,932	**負債計**	424,224,275,123
無形固定資産	64,204,814	**純資産**	9,466,712,005
ソフトウェア	0	出資金	22,793,997,000
のれん	0	普通出資金	16,393,997,000
リース資産	0	優先出資金	6,400,000,000
その他の無形固定資産	64,204,814	優先出資申込証拠金	0
繰延税金資産	1,051,085,000	資本剰余金	0
再評価に係る繰延税金資産	0	資本準備金	0
債務保証見返	5,226,495,745	その他資本剰余金	0
貸倒引当金	△ 23,742,987,259	利益剰余金	△ 13,888,816,484
（うち個別貸倒引当金）	（△ 19,292,843,259）	利益準備金	0
その他の引当金	△ 1,000,000	その他利益剰余金	△ 13,888,816,484
		特別積立金	0
		（うち目的積立金）	（0）
		前期繰越金	△ 13,888,816,484
		未処分剰余金	0
		自己優先出資	0
		自己優先出資申込証拠金	0
		その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	561,531,489
		負債及び純資産計	433,690,987,128
		期中損益	1,220,072,796
合計	434,911,059,924	**合計**	434,911,059,924

日　計　表（損益勘定）

（平成２１年８月末）　　山梨県民信用組合

（単位：円）

損失 科目	金額
預金積金利息	463,914,738
預金利息	444,289,499
給付補てん備金繰入額	19,625,239
譲渡性預金利息	0
借用金利息	1,370,410
借入金利息	0
当座借越利息	1,370,410
再割引料	0
売渡手形利息	0
コールマネー利息	0
売現先利息	0
債券貸借取引支払利息	0
コマーシャル・ペーパー利息	0
金利スワップ支払利息	0
その他の支払利息	8,677
人件費	1,388,557,856
報酬・給料・手当	1,148,063,461
退職給付費用	124,008,178
社会保険料等	116,486,217
物件費	756,433,988
事務費	319,670,708
固定資産費	173,518,458
事業費	65,015,531
人事厚生費	14,604,291
預金保険料	183,625,000
有形固定資産償却	0
無形固定資産償却	0
税金	107,542,386
（うち法人税、住民税及び事業税）	（19,398,650）
役務取引等費用	342,171,809
支払為替手数料	34,033,102
その他の支払手数料	251,688,019
その他の役務取引等費用	56,450,688
その他業務費用	5,032
外国為替売買損	0
外国通貨売買損	0
金売買損	0
商品有価証券売買損	0
国債等債券売却損	0
国債等債券償還損	0
国債等債券償却	0
有価証券借入料	0
金融派生商品費用	0
雑損	5,032
臨時費用	457,519,363
貸出金償却	0
株式等売却損	0
株式等償却	0
金銭の信託運用損	0
その他資産償却	0
退職給付費用（臨時分）	0
その他の臨時費用	457,519,363
特別損失	2,333,384
固定資産処分損	2,330,174
減損損失	0
その他の特別損失	3,210
引当金繰入額等	0
貸倒引当金繰入額	0
（うち個別貸倒引当金繰入額）	（0）
賞与引当金繰入額	0
役員賞与引当金繰入額	0
役員退職慰労引当金繰入額	0
金融商品取引責任準備金繰入額	0
その他の引当金繰入額	0
その他	0
法人税等調整額	0
損失計	3,519,857,643
期中損益	1,220,072,796
合計	4,739,930,439

利益 科目	金額
貸出金利息	3,049,279,365
（うち金融機関貸付金利息）	（9,879,492）
貸付金利息	3,014,373,094
手形割引料	34,906,271
預け金利息	1,053,898,321
預け金利息	1,053,898,321
譲渡性預け金利息	0
全信組連短期資金利息	0
買入手形利息	0
コールローン利息	0
買現先利息	0
債券貸借取引受入利息	0
有価証券利息配当金	193,840,386
金利スワップ受入利息	0
その他の受入利息	62,207,951
（うち買入金銭債権利息）	（0）
（うち出資配当金）	（62,200,000）
（うち受入雑利息）	（7,951）
役務取引等収益	201,910,225
受入為替手数料	93,835,549
その他の受入手数料	108,074,676
その他の役務取引等収益	0
その他業務収益	16,064,538
外国為替売買益	0
外国通貨売買益	0
金売買益	0
商品有価証券売買益	0
国債等債券売却益	0
国債等債券償還益	77,385
有価証券貸付料	0
金融派生商品収益	0
雑益	15,987,153
臨時収益	40,076,770
株式等売却益	7,062,514
金銭の信託運用益	0
その他の臨時収益	33,014,256
特別利益	60,831,301
固定資産処分益	585,865
償却債権取立益	59,861,562
その他の特別利益	383,874
引当金取崩額等	61,821,582
貸倒引当金取崩額	61,821,582
（うち個別貸倒引当金取崩額）	（61,821,582）
賞与引当金取崩額	0
役員賞与引当金取崩額	0
役員退職慰労引当金取崩額	0
金融商品取引責任準備金取崩額	0
その他の引当金取崩額	0
目的積立金目的取崩額	0
その他	0
法人税等調整額	0
利益計	4,739,930,439

日 計 表（資産・負債及び純資産）

（平成２１年８月中平残）

山梨県民信用組合

（単位：円）

資産 科目	金額	負債及び純資産 科目	金額
現金	7,795,695,965	**預金積金**	416,461,511,489
現金	7,795,695,965	当座預金	2,625,028,658
（うち小切手・手形）	（20,461,719）	普通預金	112,320,480,923
外国通貨	0	貯蓄預金	236,978,399
金	0	通知預金	599,575
預け金	74,221,176,603	別段預金	510,705,978
預け金	74,221,176,603	納税準備預金	69,347,751
（うち全信組連預け金）	（70,801,611,831）	[小計]	[115,763,141,284]
譲渡性預け金	0	定期預金	273,817,350,961
全信組連短期資金	0	定期積金	26,881,019,244
買入手形	0	[小計]	[300,698,370,205]
コールローン	0	非居住者円預金	0
買現先勘定	0	外貨預金	0
債券貸借取引支払保証金	0	[小計]	[0]
買入金銭債権	0	**譲渡性預金**	0
金銭の信託	0	**借用金**	0
商品有価証券	0	借入金	0
商品国債	0	当座借越	0
商品地方債	0	再割引手形	0
商品政府保証債	0	**売渡手形**	0
その他の商品有価証券	0	**コールマネー**	0
有価証券	40,775,893,368	**売現先勘定**	0
国債	9,067,969,227	**債券貸借取引受入担保金**	0
地方債	7,350,270,254	**コマーシャル・ペーパー**	0
短期社債	0	**外国為替**	0
社債	15,578,688,038	外国他店預り	0
（公社公団債）	（7,702,076,590）	外国他店借	0
（金融債）	（1,277,316,239）	売渡外国為替	0
（その他社債）	（6,599,295,209）	未払外国為替	0
株式	546,362,214	**その他負債**	1,607,466,376
貸付信託	0	未決済為替借	54,826,756
投資信託	3,032,317,247	未払費用	664,793,763
外国証券	5,200,286,388	給付補てん備金	55,142,787
その他の証券	0	未払法人税等	13,680,616
貸出金	312,553,041,753	前受収益	0
（うち金融機関貸付金）	（1,000,000,000）	未払諸税	42,870,191
割引手形	1,714,144,211	未払配当金	18,139,448
手形貸付	58,173,328,686	払戻未済金	0
証書貸付	244,086,586,428	払戻未済持分	30,000
当座貸越	8,578,982,428	旧全国信組不動産未払割賦金	0
外国為替	0	厚生年金基金未払割賦金	0
外国他店預け	0	職員預り金	301,414,686
外国他店貸	0	先物取引受入証拠金	0
買入外国為替	0	先物取引差金勘定	0
取立外国為替	0	借入商品債券	0
その他資産	5,669,328,937	借入有価証券	0
未決済為替貸	20,678,577	売付商品債券	0
全信組連出資金	1,555,000,000	売付債券	0
商工中金出資金	0	金融派生商品	0
その他出資金	4,620,800	リース債務	0
前払費用	0	未払送金為替	0
未収収益	1,546,898,316	仮受金	19,536,839
先物取引差入証拠金	0	その他の負債	437,031,290
先物取引差金勘定	0	本支店勘定	0
保管有価証券等	0	**代理業務勘定**	14,110,164
金融派生商品	0	**賞与引当金**	71,615,362
仮払金	1,704,380,802	**役員賞与引当金**	0
その他の資産	837,750,442	**退職給付引当金**	0
本支店勘定	0	**役員退職慰労引当金**	0
有形固定資産	10,724,631,249	**その他の引当金**	0
建物	2,948,517,184	**特別法上の引当金**	0
土地	6,070,161,327	**繰延税金負債**	0
リース資産	0	**再評価に係る繰延税金負債**	320,413,826
建設仮勘定	0	**債務保証**	5,238,877,305
その他の有形固定資産	1,705,952,738	**負債計**	423,713,994,522
無形固定資産	64,204,814	**純資産**	9,466,712,005
ソフトウェア	0	出資金	22,793,997,000
のれん	0	普通出資金	16,393,997,000
リース資産	0	優先出資金	6,400,000,000
その他の無形固定資産	64,204,814	優先出資申込証拠金	0
繰延税金資産	1,051,085,000	資本剰余金	0
再評価に係る繰延税金資産	0	資本準備金	0
債務保証見返	5,238,877,305	その他資本剰余金	0
貸倒引当金	△ 23,742,987,259	利益剰余金	△ 13,888,816,484
（うち個別貸倒引当金）	（△ 19,292,843,259）	利益準備金	0
その他の引当金	△ 1,000,000	その他利益剰余金	△ 13,888,816,484
		特別積立金	0
		（うち目的積立金）	（0）
		前期繰越金	△ 13,888,816,484
		未処分剰余金	0
		自己優先出資	0
		自己優先出資申込証拠金	0
		その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	561,531,489
		負債及び純資産計	433,180,706,527
		期中損益	1,169,241,208
合計	434,349,947,735	**合計**	434,349,947,735

日 計 表（損益勘定）

（平成２１年８月中平残）

山梨県民信用組合

（単位：円）

損失 科目	金額
預金積金利息	414,250,995
預金利息	398,352,427
給付補てん備金繰入額	15,898,568
譲渡性預金利息	0
借用金利息	1,370,410
借入金利息	0
当座借越利息	1,370,410
再割引料	0
売渡手形利息	0
コールマネー利息	0
売現先利息	0
債券貸借取引支払利息	0
コマーシャル・ペーパー利息	0
金利スワップ支払利息	0
その他の支払利息	7,746
人件費	1,186,004,304
報酬・給料・手当	985,905,525
退職給付費用	97,072,317
社会保険料等	103,026,462
物件費	707,456,612
事務費	290,881,047
固定資産費	157,003,718
事業費	61,898,446
人事厚生費	14,048,401
預金保険料	183,625,000
有形固定資産償却	0
無形固定資産償却	0
税金	102,480,656
（うち法人税、住民税及び事業税）	（18,117,935）
役務取引等費用	312,518,337
支払為替手数料	30,356,928
その他の支払手数料	231,718,166
その他の役務取引等費用	50,443,243
その他業務費用	5,032
外国為替売買損	0
外国通貨売買損	0
金売買損	0
商品有価証券売買損	0
国債等債券売却損	0
国債等債券償還損	0
国債等債券償却	0
有価証券借入料	0
金融派生商品費用	0
雑損	5,032
臨時費用	457,239,306
貸出金償却	0
株式等売却損	0
株式等償却	0
金銭の信託運用損	0
その他資産償却	0
退職給付費用（臨時分）	0
その他の臨時費用	457,239,306
特別損失	1,815,158
固定資産処分損	1,811,948
減損損失	0
その他の特別損失	3,210
引当金繰入額等	0
貸倒引当金繰入額	0
（うち個別貸倒引当金繰入額）	（0）
賞与引当金繰入額	0
役員賞与引当金繰入額	0
役員退職慰労引当金繰入額	0
金融商品取引責任準備金繰入額	0
その他の引当金繰入額	0
その他	0
法人税等調整額	0
損失計	3,183,148,556
期中損益	1,169,241,208
合計	4,352,389,764

利益 科目	金額
貸出金利息	2,754,241,180
（うち金融機関貸付金利息）	（9,879,492）
貸付金利息	2,721,920,625
手形割引料	32,320,555
預け金利息	1,031,940,887
預け金利息	1,031,940,887
譲渡性預け金利息	0
全信組連短期資金利息	0
買入手形利息	0
コールローン利息	0
買現先利息	0
債券貸借取引受入利息	0
有価証券利息配当金	152,258,883
金利スワップ受入利息	0
その他の受入利息	62,207,951
（うち買入金銭債権利息）	（0）
（うち出資配当金）	（62,200,000）
（うち受入雑利息）	（7,951）
役務取引等収益	178,644,657
受入為替手数料	83,263,507
その他の受入手数料	95,381,150
その他の役務取引等収益	0
その他業務収益	16,006,313
外国為替売買益	0
外国通貨売買益	0
金売買益	0
商品有価証券売買益	0
国債等債券売却益	0
国債等債券償還益	34,948
有価証券貸付料	0
金融派生商品収益	0
雑益	15,971,365
臨時収益	40,080,488
株式等売却益	7,062,514
金銭の信託運用益	0
その他の臨時収益	33,017,974
特別利益	55,187,836
固定資産処分益	585,865
償却債権取立益	54,243,503
その他の特別利益	358,468
引当金取崩額等	61,821,582
貸倒引当金取崩額	61,821,582
（うち個別貸倒引当金取崩額）	（61,821,582）
賞与引当金取崩額	0
役員賞与引当金取崩額	0
役員退職慰労引当金取崩額	0
金融商品取引責任準備金取崩額	0
その他の引当金取崩額	0
目的積立金目的取崩額	0
その他	0
法人税等調整額	0
利益計	4,352,389,777